

杉並区実行計画（第1次）

杉並区区政経営改革推進計画（第1次）

杉並区協働推進計画（第1次）

杉並区デジタル化推進計画（第1次）

杉並区区立施設再編整備計画（第2期）

・第1次実施プラン

令和4（2022）年度～令和6（2024）年度

一部修正案



《目 次》

計画修正の趣旨	—————	1
計画修正の概要	—————	1
杉並区実行計画（第1次）	—————	5
杉並区区政経営改革推進計画（第1次）	—————	37
杉並区協働推進計画（第1次）	—————	57
杉並区デジタル化推進計画（第1次）	—————	65
杉並区区立施設再編整備計画（第2期）		
・第1次実施プラン	—————	77

【計画修正の趣旨】

区では、杉並区基本構想に掲げる区が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて、杉並区総合計画、杉並区実行計画、杉並区区政経営改革推進計画、杉並区協働推進計画、杉並区デジタル化推進計画及び杉並区区立施設再編整備計画（以下「総合計画等」という。）を策定し計画事業等を実施している。

令和4（2022）年度は、総合計画等の初年度に当たるが、新区長の就任を受け、早急な対応を要する内容について、また、策定後の社会経済環境や状況の変化等について、総合計画等に機動的に反映させるため、杉並区実行計画、杉並区区政経営改革推進計画、杉並区協働推進計画、杉並区デジタル化推進計画及び杉並区区立施設再編整備計画の一部を修正することとする。

【計画修正の概要】

①区長の公約等を踏まえた修正

<杉並区実行計画（第1次）>

【修正事業数】 13事業

【主な修正事業】

- （施策5） 都市計画道路の整備（修正）
- （施策7） 住宅確保要配慮者の居住支援の充実（追加）
- （施策9） 区民参加による気候変動対策の推進（新規）
- （施策14） 男女共同参画の推進（追加）
- （施策17） ヤングケアラー支援の推進（新規）
- （施策17） 子どもの権利擁護の推進（新規） 等

修正区分

新規…新たに事業を計画化するもの

追加…取組内容に新たな項目を追加するもの

修正…既存の取組を修正するもの

<杉並区区政経営改革推進計画（第1次）>

【修正事業数】 12事業

【修正の主なポイント】

指定管理者制度及び民営化・民間委託に係る事業の検証についての取扱

⇒区政経営改革推進計画において複数事業にわたって記述があるため、その取扱いについては下表のとおり、統一的な考え方のもとで修正することとした。

指定管理者制度に係る事業	民営化・民間委託に係る事業
<5年度取組> 効果等検証・方針決定	<5年度取組> 効果等検証
<6年度取組> 方針に基づく取組の実施	<6年度取組> 効果等検証・方針決定

【主な修正事業】

- (方針 1-2) 区政情報の共有の推進 (新規)
- (方針 2-3) 使用料・手数料等の見直し (修正)
- (方針 3-2) 区政を話し合う会の実施 (追加)
- (方針 4-1) 参加型予算の実施 (新規) 等

<杉並区協働推進計画 (第1次)>

【修正事業数】 3事業

【主な修正事業】

- (方針 2-1) 参加型予算の実施 (新規)
- (方針 2-2) 区政を話し合う会の実施 (追加) 等

<杉並区デジタル化推進計画 (第1次)>

【修正事業数】 2事業

【修正事業】

- (方針 1-4) デジタル技術を活用した遠隔手話の導入 (新規)
- (方針 2-1) ペーパーレス会議の促進 (新規)

<杉並区区立施設再編整備計画 (第2期)・第1次実施プラン>

【修正事業数】 7事業 (27取組)

【修正の主なポイント】

児童館・ゆうゆう館等に関する事業は、これまでの取組の検証等を踏まえた新たな方針等を決定するまでの間、原則として事業を一旦休止する。なお、緊急性の高い行政課題への対応や取組の進捗状況等により休止することが困難な事業は、計画どおり又は取組の一部を修正したうえで進める。

【主な修正事業】

- ・小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施（修正）
- ・（仮称）コミュニティふらっと浜田山の再編整備（修正） 等

②状況の変化等に伴う修正

＜杉並区実行計画（第1次）＞

【修正事業数】 10事業

【主な修正事業】

- （施策7） 総合的な空家等対策の推進（修正）
- （施策17） 区立児童相談所の設置準備（修正）
- （施策20） 保育施設等の整備・充実（修正）
- （施策22） 部活動の充実（追加）
- （施策23） 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備（修正）
- （施策24） 学校施設の有効活用の推進（修正） 等

修正区分

新規…新たに事業を計画化するもの

追加…取組内容に新たな項目を追加するもの

修正…既存の取組を修正するもの

＜杉並区区政経営改革推進計画（第1次）＞

【修正事業数】 1事業

【修正事業】

- （方針1-4） 学校給食の調理委託の推進（修正）

＜杉並区デジタル化推進計画（第1次）＞

【修正事業数】 4事業

【主な修正事業】

- （方針1-5） 障害者のデジタル技術活用に向けた支援（新規）

＜杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プラン＞

【修正事業数】 6事業（9取組）

【主な修正事業】

- ・済美養護学校中学部の移転に伴うセンター機能の移転等（修正） 等

杉並区実行計画（第 1 次）

令和 4（2022）年度～令和 6（2024）年度

①区長の公約等を踏まえた修正

まちづくり
地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、
にぎわいのある快適なまち

5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

1 まちづくり施策の総合的推進

3 都市計画道路の整備

7 暮らしやすい住環境の形成

3 住宅確保要配慮者の居住支援の充実

環境
みどり

気候危機に立ち向かい、
みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

【新】区民参加による気候変動対策の推進

福祉
地域共生

すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち

14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

5 男女共同参画の推進

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち

17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

4 子どもの貧困対策の推進

【新】ヤングケアラー支援の推進

【新】子どもの権利擁護の推進

18 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

1 放課後等居場所事業の実施・充実

2 中・高校生の新たな居場所づくりの推進

19 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

2 地域における子育て支援体制の充実

20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

4 学童クラブの整備・充実

学び

共に認め合い、
みんなでつくる学びのまち

26 多様な地域活動への支援

3 地域活動拠点の整備

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

1 まちづくり施策の総合的推進

【重点】

新たな基本構想に即した都市整備分野の総合的方針として、「まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)」を改定することで、暮らしやすく快適で魅力あるまちを創造し、住宅都市としての価値を更に高めていきます。
また、災害時の救援活動などを支える広域的な交通網の機能強化を図るため、中央道高井戸インターチェンジのオンランプ^{※1}について、事業者等の取組を支援します。

3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
まちづくり基本方針 検討	まちづくり基本方針 改定・運用 高井戸インターチェンジ 開設に向けた取組支援	まちづくり基本方針 運用 高井戸インターチェンジ 開設に向けた取組支援	まちづくり基本方針 運用 高井戸インターチェンジ 開設に向けた取組支援	まちづくり基本方針 改定・運用 高井戸インターチェンジ 開設に向けた取組支援

現
行

※1 中央道高井戸インターチェンジのオンランプ:中央道高井戸インターチェンジの下り線の入口

1 まちづくり施策の総合的推進

【重点】

新たな基本構想に即した都市整備分野の総合的方針として、ゼロカーボンシティの実現に向けた考え方を取り入れながら「まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)」を改定することで、暮らしやすく快適で魅力あるまちを創造し、住宅都市としての価値を更に高めていきます。
また、災害時の救援活動などを支える広域的な交通網の機能強化を図るため、中央道高井戸インターチェンジのオンランプ^{※1}について、事業者等の取組を支援します。

3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
まちづくり基本方針 検討	まちづくり基本方針 改定 高井戸インターチェンジ 開設に向けた取組支援	まちづくり基本方針 運用 高井戸インターチェンジ 開設に向けた取組支援	まちづくり基本方針 運用 高井戸インターチェンジ 開設に向けた取組支援	まちづくり基本方針 改定・運用 高井戸インターチェンジ 開設に向けた取組支援

修
正
案

※1 中央道高井戸インターチェンジのオンランプ:中央道高井戸インターチェンジの下り線の入口

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

3 都市計画道路の整備

【重点】

区民生活の防災性・利便性の向上を図るため、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、区が優先的に整備すべき路線に選定した4路線のうち、補助第132号線の整備を進め、補助第221号線は事業認可を取得後、整備に向けた取組を進めます。また、都市計画道路の整備に合わせて、無電柱化や歩道のバリアフリー化を行うことにより、誰もが安全・安心に移動できる道づくりを推進します。

現行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	補助第132号線 物件調査・用地折衝 設計	補助第132号線 物件調査・用地折衝 設計	補助第132号線 用地折衝・設計	補助第132号線 用地折衝・設計・工事	補助第132号線 物件調査・用地折衝 設計・工事
	補助第221号線 用地測量・設計	補助第221号線 事業認可・物件調査 用地折衝・設計	補助第221号線 物件調査 用地折衝・設計	補助第221号線 物件調査 用地折衝・設計	補助第221号線 事業認可・物件調査 用地折衝・設計
	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討

3 都市計画道路の整備

【重点】

区民生活の防災性・利便性の向上を図るため、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、区が優先的に整備すべき路線に選定した4路線のうち、補助第132号線(事業認可区間)及び補助第221号線は、住民との合意形成を図りつつ、事業を進めます。事業認可を取得していない区間については、防災機能の強化や環境負荷の軽減を図る観点などから効果の検証を行い、その結果を踏まえて必要性を検討します。また、都市計画道路の整備に合わせて、無電柱化や歩道のバリアフリー化を行うことにより、誰もが安全・安心に移動できる道づくりを推進します。

修正案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	補助第132号線 物件調査・用地折衝 設計	補助第132号線 物件調査・用地折衝 設計	補助第132号線 用地折衝・設計	補助第132号線 用地折衝・設計	補助第132号線 物件調査・用地折衝 設計
	補助第221号線 用地測量・設計	補助第221号線 事業認可・物件調査 用地折衝・設計	補助第221号線 物件調査 用地折衝・設計	補助第221号線 物件調査 用地折衝・設計	補助第221号線 事業認可・物件調査 用地折衝・設計
	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討	＝	＝	補助第216号線 補助第227号線 事業化検討

施策7 暮らしやすい住環境の形成

3 住宅確保要配慮者※1の居住支援の充実

住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るために設置した居住支援協議会において、入居相談・あっせん、家賃等債務保証及び見守りサービス等の居住支援事業を円滑に実施できるよう運営支援を行うことで、住まいの安定確保を促進し、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちづくりを推進します。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	居住支援協議会 運営支援	居住支援協議会 運営支援	居住支援協議会 運営支援	居住支援協議会 運営支援	居住支援協議会 運営支援

※1 住宅確保要配慮者:住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義されている、低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

現行

3 住宅確保要配慮者※1の居住支援の充実

住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るために設置した居住支援協議会において、入居相談・あっせん、家賃等債務保証及び見守りサービス等の居住支援事業を円滑に実施できるよう運営支援を行うことで、住まいの安定確保を促進し、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちづくりを推進します。また、住宅確保要配慮者への家賃助成制度による居住支援について検討を進めます。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	居住支援協議会 運営支援	居住支援協議会 運営支援	居住支援協議会 運営支援 家賃助成制度による居 住支援 検討	居住支援協議会 運営支援 家賃助成制度による居 住支援 検討・実施	居住支援協議会 運営支援 家賃助成制度による居 住支援 検討・実施

※1 住宅確保要配慮者:住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義されている、低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

修正案

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

現 行	施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)	
	1 創エネルギー事業の推進	重点
	2 省エネルギー対策の推進	重点
	3 環境学習の充実	重点
	4 区施設の省エネ・環境対策の推進	
	5 総合的な水害対策の推進	再掲事業
	6 街路灯の整備	再掲事業
	7 みどりを守る	再掲事業
8 みどりを創る	再掲事業	
修 正 案	施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)	
	1 創エネルギー事業の推進	重点
	2 省エネルギー対策の推進	重点
	3 環境学習の充実	重点
	4 区施設の省エネ・環境対策の推進	
	5 <u>区民参加による気候変動対策の推進</u>	重点
	6 総合的な水害対策の推進	再掲事業
	7 街路灯の整備	再掲事業
	8 みどりを守る	再掲事業
9 みどりを創る	再掲事業	

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

現行

新規

5 区民参加による気候変動対策の推進

【新規】 【重点】

無作為抽出等により選ばれた区民が、地球温暖化・気候変動対策について議論を行い、その議論の結果を政策提言として区政運営に生かす仕組みである(仮称)気候区民会議の開催に向けて、取り組みます。

修正案

3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量		(仮称)気候区民会議 の開催 調査・研究・検討 区民等との意見交換	(仮称)気候区民会議 の開催 検討・開催準備	(仮称)気候区民会議 の開催 調査・研究・検討・開 催準備 区民等との意見交換

施策14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

5 男女共同参画の推進

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。このほか、人権問題の一つである性的マイノリティ^{※4}に対する差別や偏見の解消など区民の正しい理解促進を図るため、啓発事業に取り組みます。

現行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 15講座
	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施
	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施
	性的マイノリティ啓発事業実施	性的マイノリティ啓発事業実施	性的マイノリティ啓発事業実施	性的マイノリティ啓発事業実施	性的マイノリティ啓発事業実施

※1 男女共同参画社会: 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)

※2 男女平等推進センター: 男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター: 配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口。被害者支援のための、相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う

※4 性的マイノリティ: 性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

5 男女共同参画の推進

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。このほか、パートナーシップ制度を創設・運用するとともに、性的マイノリティ^{※4}に関する相談・啓発事業を実施し、すべての区民が認め合い、支え合いながら共生する地域社会の実現に向けた取組を進めます。

修正案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 15講座
	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施
	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施
	性的マイノリティ啓発事業実施	性的マイノリティ啓発事業実施	性的マイノリティに関する相談・啓発事業実施	性的マイノリティに関する相談・啓発事業実施	性的マイノリティに関する相談・啓発事業実施

※1 男女共同参画社会: 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)

※2 男女平等推進センター: 男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター: 配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口。被害者支援のための、相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う

※4 性的マイノリティ: 性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

施策17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

現 行	<p>施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)</p> <p>1 区立児童相談所設置の準備 重点</p> <p>2 子ども家庭支援センターの整備・機能強化 重点</p> <p>3 子どもと家庭を支えるひとり親家庭支援の充実</p> <p>4 子どもの貧困対策の推進</p>
修 正 案	<p>施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)</p> <p>1 区立児童相談所設置の準備 重点</p> <p>2 子ども家庭支援センターの整備・機能強化 重点</p> <p>3 子どもと家庭を支えるひとり親家庭支援の充実</p> <p>4 子どもの貧困対策の推進</p> <p>5 <u>ヤングケアラー支援の推進</u> 重点</p> <p>6 <u>子どもの権利擁護の推進</u> 重点</p>

施策17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

4 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、様々な社会的要因を背景に多様化しており、地域や社会全体の問題と捉えて対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先考慮されるよう、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

現行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進

4 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、様々な社会的要因を背景に多様化しており、地域や社会全体の問題と捉えて対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先考慮されるよう、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

修正案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進 子どもの貧困に関する 実態調査 実施	子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進 子どもの貧困に関する 実態調査 実施

施策17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

現
行

新規

5 ヤングケアラー支援の推進

【新規】 【重点】

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、子ども、教育、高齢、障害等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。ヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施し、必要な支援を行っていくほか、ケアマネージャーやヘルパー事業所など様々な関係機関等への研修を通して、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気付き、負担の軽減につなげることができるよう取り組んでいきます。

修
正
案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量			実態調査 準備・実施 関係機関等研修 実施 支援事業 検討・準備	— 関係機関等研修 実施 支援事業 実施	実態調査 準備・実施 関係機関等研修 実施 支援事業 検討・準備、実施

施策17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

現
行

新規

6 子どもの権利擁護の推進

【新規】 【重点】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づき、「子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるようにしていきます。

修
正
案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量			子どもの権利に関する 条例 検討 (仮称)子どもの権利擁 護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利に関する 条例 検討・制定 (仮称)子どもの権利擁 護に関する審議会 運営	子どもの権利に関する 条例 検討・制定 (仮称)子どもの権利擁 護に関する審議会 設置・運営

施策18 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

1 放課後等居場所事業の実施・充実

【重点】

小学生の居場所として学校施設を活用した放課後等居場所事業を、引き続き、全校での実施に向けて段階的に実施していくとともに、子どもたちが生きる力と豊かな心を育みながら地域の中で健やかに育つことができるよう、学校や学校関係者等の地域住民と連携し、放課後等居場所事業における体験活動や多世代交流のプログラムを充実していきます。
また、一部の実施校において、学校休業日(土曜日を除く)の実施時間の拡充を試行的に実施するなど、放課後等居場所事業の充実に向けた取組を進めます。

現
行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 12所 —	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所 (累計14所) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 準備	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規1所 (累計15所) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 試行実施2所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規5所 (累計20所) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 試行実施2所・検証	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規8所 (累計20所) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 準備・試行実施2所・検証

1 放課後等居場所事業の実施・充実

【重点】

小学生の居場所として学校施設を活用した放課後等居場所事業について、子どもたちが生きる力と豊かな心を育みながら地域の中で健やかに育つことができるよう、学校や学校関係者等の地域住民と連携し、放課後等居場所事業における体験活動や多世代間交流のプログラムを充実していきます。
また、一部の実施校において、学校休業日(土曜日を除く)の実施時間の拡充を試行的に実施するなど、放課後等居場所事業の充実に向けた取組を進めます。
なお、今後の放課後等居場所事業については、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、方針を決定していきます。

修
正
案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 12所 —	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所 (累計14所) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 準備	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規1所 (累計15所) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 試行実施2所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規1所 (累計16所) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 試行実施2所・検証	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規4所 (累計16所) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 準備・試行実施2所・検証

施策18 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

2 中・高校生の新たな居場所づくりの推進

永福図書館とコミュニティふらっと永福との複合施設での利用状況等を踏まえ、令和6年度(2024年度)中に開設予定の高円寺図書館と(仮称)コミュニティふらっと高円寺南との複合施設における準備を進め、中・高校生が日常的に集い、交流することができる新たな居場所づくりを推進します。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
現 行	中・高校生の新たな居場所	中・高校生の新たな居場所	中・高校生の新たな居場所	中・高校生の新たな居場所	中・高校生の新たな居場所
	永福図書館及び コミュニティふらっと 永福 実施 高円寺図書館及び (仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	永福図書館及び コミュニティふらっと 永福 実施 高円寺図書館及び (仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	永福図書館及び コミュニティふらっと 永福 実施 高円寺図書館及び (仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	永福図書館及び コミュニティふらっと 永福 実施 高円寺図書館及び (仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備・実施	永福図書館及び コミュニティふらっと 永福 実施 高円寺図書館及び (仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備・実施

2 中・高校生の新たな居場所づくりの推進

永福図書館とコミュニティふらっと永福との複合施設での利用状況等を踏まえ、令和6年度中に開設予定の高円寺図書館と(仮称)コミュニティふらっと高円寺南との複合施設における準備を進め、中・高校生が日常的に集い、交流することができる新たな居場所づくりを推進します。

なお、今後の中・高校生の新たな居場所づくりについては、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、方針を決定していきます。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
修 正 案	中・高校生の新たな居場所	中・高校生の新たな居場所	中・高校生の新たな居場所	中・高校生の新たな居場所	中・高校生の新たな居場所
	永福図書館及び コミュニティふらっと 永福 実施 高円寺図書館及び (仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	永福図書館及び コミュニティふらっと 永福 実施 高円寺図書館及び (仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	永福図書館及び コミュニティふらっと 永福 実施 高円寺図書館及び (仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備	永福図書館及び コミュニティふらっと 永福 実施 高円寺図書館及び (仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備・実施	永福図書館及び コミュニティふらっと 永福 実施 高円寺図書館及び (仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備・実施

施策19 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

2 地域における子育て支援体制の充実

【重点】

乳幼児親子の居場所として、子育て支援に係るサービス・事業を総合的・一体的に行う「子ども・子育てプラザ」^{※1}を令和5年度(2023年度)までに7地域に1か所ずつ整備し、令和6年度(2024年度)以降は各地域に2か所目(計14か所)の整備を段階的に進めていきます。また、コミュニティふらっと等の活用や子育て支援団体等との連携により、乳幼児親子が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごせる居場所の充実に努めます。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、身近な場所での相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」を実施するとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう支援していきます。

現
行

3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
子ども・子育てプラザの整備・運営 5所	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計6所)	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計7所)	子ども・子育てプラザの整備・運営 — (累計7所)	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設2所 (累計7所)
乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施
利用者支援事業の実施 子どもセンター 子ども・子育てプラザ 保健センター	利用者支援事業の実施 子どもセンター 子ども・子育てプラザ 保健センター	利用者支援事業の実施 子どもセンター 子ども・子育てプラザ 保健センター	利用者支援事業の実施 子どもセンター 子ども・子育てプラザ 保健センター	利用者支援事業の実施 子どもセンター 子ども・子育てプラザ 保健センター
地域子育てネットワーク事業 ^{※2}	地域子育てネットワーク事業	地域子育てネットワーク事業	地域子育てネットワーク事業	地域子育てネットワーク事業

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

2 地域における子育て支援体制の充実

【重点】

乳幼児親子の居場所として、子育て支援に係るサービス・事業を総合的・一体的に行う「子ども・子育てプラザ」^{※1}を令和5年度(2023年度)までに7地域に1か所ずつ整備するとともに、今後の整備方針について、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、決定していきます。また、コミュニティふらっと等の活用や子育て支援団体等との連携により、乳幼児親子が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごせる居場所の充実に努めます。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、身近な場所での相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」を実施するとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう支援していきます。

修
正
案

3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
子ども・子育てプラザの整備・運営 5所	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計6所)	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計7所)	子ども・子育てプラザの整備・運営 — (累計7所)	子ども・子育てプラザの整備・運営 開設2所 (累計7所)
乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施
利用者支援事業の実施 子どもセンター 子ども・子育てプラザ 保健センター	利用者支援事業の実施 子どもセンター 子ども・子育てプラザ 保健センター	利用者支援事業の実施 子どもセンター 子ども・子育てプラザ 保健センター	利用者支援事業の実施 子どもセンター 子ども・子育てプラザ 保健センター	利用者支援事業の実施 子どもセンター 子ども・子育てプラザ 保健センター
地域子育てネットワーク事業 ^{※2}	地域子育てネットワーク事業	地域子育てネットワーク事業	地域子育てネットワーク事業	地域子育てネットワーク事業

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

施策20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

4 学童クラブの整備・充実

【重点】

学童クラブは、小学校内に整備していくことを基本としつつ、小学校に近接している、機能移転後の児童館施設や区立施設等を有効に活用して、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の確保を図るため、学童クラブ間の連携・情報共有の促進や職員研修の充実に取り組みます。

現
行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 17施設	小学校内への学童クラブの整備 新規3施設 (累計20施設)	小学校内への学童クラブの整備 — (累計20施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規5施設 (累計22施設)
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	児童館施設を活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計4施設)	児童館施設を活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計4施設)
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 2施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規2施設 (累計4施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規3施設 (累計5施設)
	—	入退室管理アプリケーション 導入検討	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 導入検討・準備 運用開始
	質の確保のための取組 検討・実施	質の確保のための取組 検討・実施	質の確保のための取組 検討・実施	質の確保のための取組 検討・実施	質の確保のための取組 検討・実施

4 学童クラブの整備・充実

【重点】

学童クラブは、小学校内に整備していくことを基本としつつ、小学校に近接している区立施設等を有効に活用して、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の確保を図るため、学童クラブ間の連携・情報共有の促進や職員研修の充実に取り組みます。

なお、今後の学童クラブの整備等については、これまでの取組の検証やより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、方針を決定していきます。

修
正
案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 17施設	小学校内への学童クラブの整備 新規3施設 (累計20施設)	小学校内への学童クラブの整備 — (累計20施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規5施設 (累計22施設)
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 2施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規2施設 (累計4施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規3施設 (累計5施設)
	—	入退室管理アプリケーション 導入検討	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 導入検討・準備 運用開始
	質の確保のための取組 検討・実施	質の確保のための取組 検討・実施	質の確保のための取組 検討・実施	質の確保のための取組 検討・実施	質の確保のための取組 検討・実施

施策26 多様な地域活動への支援

3 地域活動拠点の整備

区内7地域の集会所として設置している地域区民センターについて、高円寺地域区民センター及び荻窪地域区民センターの2か所の改修を行い、施設の保全と機能向上を図ります。また、コミュニティふらっと^{※1}の計画的整備を進め、身近な地域における多世代の交流及び活動の場を広げます。

3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
高円寺地域区民センター 改修 0.3所	高円寺地域区民センター 改修 0.7所	—	—	高円寺地域区民センター 改修 0.7所
荻窪地域区民センター 検討	荻窪地域区民センター 検討	荻窪地域区民センター 設計 1所	荻窪地域区民センター 改修 0.6所	荻窪地域区民センター 検討 設計 1所 改修 0.6所
(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 設計 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 設計 0.1所 建設 0.2所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 設計 0.1所 建設 1所
—	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 0.6所	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 0.4所	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 建設 0.4所	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 1所 建設 0.4所
—	(仮称)コミュニティ ふらっと本天沼 設計 1所	(仮称)コミュニティ ふらっと本天沼 改修 1所	—	(仮称)コミュニティ ふらっと本天沼 設計 1所 改修 1所
—	—	(仮称)コミュニティ ふらっと浜田山 設計 1所	(仮称)コミュニティ ふらっと浜田山 改修 1所	(仮称)コミュニティ ふらっと浜田山 設計 1所 改修 1所
—	(仮称)コミュニティ ふらっと方南 設計 1所	(仮称)コミュニティ ふらっと方南 改修 1所	—	(仮称)コミュニティ ふらっと方南 設計 1所 改修 1所
—	—	(仮称)コミュニティ ふらっと高井戸西 設計 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高井戸西 設計 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高井戸西 設計 1所

※1 コミュニティふらっと:乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

3 地域活動拠点の整備

区内7地域の集会所として設置している地域区民センターについて、高円寺地域区民センター及び荻窪地域区民センターの2か所の改修を行い、施設の保全と機能向上を図ります。なお、コミュニティふらっと^{※1}については、緊急性の高い行政課題への対応や取組の進捗状況を踏まえ、高円寺南、本天沼及び方南の3施設は計画どおり整備を進める一方、上荻窪、浜田山及び高井戸西の3施設は、これまでの再編整備の取組を検証のうえ、今後の方針を決定していきます。

3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
高円寺地域区民センター 改修 0.3所	高円寺地域区民センター 改修 0.7所	—	—	高円寺地域区民センター 改修 0.7所
荻窪地域区民センター 検討	荻窪地域区民センター 検討	荻窪地域区民センター 設計 1所	荻窪地域区民センター 改修 0.6所	荻窪地域区民センター 検討 設計 1所 改修 0.6所
(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 設計 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 設計 0.1所 建設 0.2所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 設計 0.1所 建設 1所
—	—	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 検討・方針決定	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 方針に基づく取組の 実施	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 検討・方針決定 方針に基づく取組の 実施
—	(仮称)コミュニティ ふらっと本天沼 設計 1所	(仮称)コミュニティ ふらっと本天沼 改修 1所	—	(仮称)コミュニティ ふらっと本天沼 設計 1所 改修 1所
—	—	(仮称)コミュニティ ふらっと浜田山 検討・方針決定	(仮称)コミュニティ ふらっと浜田山 方針に基づく取組の 実施	(仮称)コミュニティ ふらっと浜田山 検討・方針決定 方針に基づく取組の 実施
—	(仮称)コミュニティ ふらっと方南 設計 1所	(仮称)コミュニティ ふらっと方南 改修 1所	—	(仮称)コミュニティ ふらっと方南 設計 1所 改修 1所
—	—	(仮称)コミュニティ ふらっと高井戸西 検討	(仮称)コミュニティ ふらっと高井戸西 検討・方針決定	(仮称)コミュニティ ふらっと高井戸西 検討・方針決定

※1 コミュニティふらっと:乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

②状況の変化等に伴う修正

まちづくり
地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、
にぎわいのある快適なまち

4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

2 駅周辺まちづくりの推進

7 暮らしやすい住環境の形成

1 良好な景観づくりの推進

5 総合的な空家等対策の推進

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち

17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

1 区立児童相談所の設置準備

20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

1 保育施設等の整備・充実

学び

共に認め合い、
みんなでつくる学びのまち

22 学び続ける力を育む学校教育の推進

5 部活動の充実

23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

3 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備

24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

1 学校施設の有効活用の推進

2 新しい学校づくりの推進

文化
スポーツ

文化を育み継承し、
スポーツに親しむことのできるまち

29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

1 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

2 駅周辺まちづくりの推進

【重点】

交通拠点となる駅周辺を核として、文化・交流・商業・にぎわい等多様な機能と各駅周辺の特色や魅力を生かしたまちづくりを進めます。
 区民や事業者との連携を図るとともに、多様な地域資源を生かし、ハード面とソフト面の取組の連携を図りながら、駅周辺まちづくりを推進します。

現行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進
	西荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針 検討	西荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針 検討	西荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針 策定	西荻窪駅周辺まちづくり <u>まちづくり方針に基づく取組の推進</u>	西荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針 検討・策定 <u>まちづくり方針に基づく取組の推進</u>
	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり まちづくり方針 策定 都市計画高井戸公園整備促進	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり <u>まちづくり方針に基づく取組の推進</u> 都市計画高井戸公園整備促進	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり <u>まちづくり方針に基づく取組の推進</u> 都市計画高井戸公園整備促進	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進 都市計画高井戸公園整備促進	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進 都市計画高井戸公園整備促進
	浜田山駅南口の整備 設計	浜田山駅南口の整備 設計	浜田山駅南口の整備 工事	浜田山駅南口の整備 工事・開設	浜田山駅南口の整備 設計・工事・開設
	公民連携まちづくり 阿佐ヶ谷駅北東地区 検討	公民連携まちづくり 阿佐ヶ谷駅北東地区 推進	公民連携まちづくり 阿佐ヶ谷駅北東地区 推進	公民連携まちづくり 阿佐ヶ谷駅北東地区 推進	公民連携まちづくり 阿佐ヶ谷駅北東地区 推進
	ハード・ソフト連携による駅周辺まちづくり 実施	ハード・ソフト連携による駅周辺まちづくり 実施	ハード・ソフト連携による駅周辺まちづくり 実施	ハード・ソフト連携による駅周辺まちづくり 実施	ハード・ソフト連携による駅周辺まちづくり 実施

2 駅周辺まちづくりの推進

【重点】

交通拠点となる駅周辺を核として、文化・交流・商業・にぎわい等多様な機能と各駅周辺の特色や魅力を生かしたまちづくりを進めます。
 区民や事業者との連携を図るとともに、多様な地域資源を生かし、ハード面とソフト面の取組の連携を図りながら、駅周辺まちづくりを推進します。

修正案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進
	西荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針 検討	西荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針 検討	西荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針 検討	西荻窪駅周辺まちづくり <u>まちづくり方針策定</u>	西荻窪駅周辺まちづくり まちづくり方針 検討・策定
	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり まちづくり方針 検討 都市計画高井戸公園整備促進	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり まちづくり方針 検討 都市計画高井戸公園整備促進	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり まちづくり方針 策定 都市計画高井戸公園整備促進	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり まちづくり方針に基づく取組の推進 都市計画高井戸公園整備促進	富士見ヶ丘駅周辺まちづくり まちづくり方針 検討・策定 まちづくり方針に基づく取組の推進 都市計画高井戸公園整備促進
	浜田山駅南口の整備 設計	浜田山駅南口の整備 設計	浜田山駅南口の整備 工事	浜田山駅南口の整備 工事・開設	浜田山駅南口の整備 設計・工事・開設
	公民連携まちづくり 阿佐ヶ谷駅北東地区 検討	公民連携まちづくり 阿佐ヶ谷駅北東地区 推進	公民連携まちづくり 阿佐ヶ谷駅北東地区 推進	公民連携まちづくり 阿佐ヶ谷駅北東地区 推進	公民連携まちづくり 阿佐ヶ谷駅北東地区 推進
	ハード・ソフト連携による駅周辺まちづくり 実施	ハード・ソフト連携による駅周辺まちづくり 実施	ハード・ソフト連携による駅周辺まちづくり 実施	ハード・ソフト連携による駅周辺まちづくり 実施	ハード・ソフト連携による駅周辺まちづくり 実施

施策7 暮らしやすい住環境の形成

1 良好な景観づくりの推進

杉並区固有の自然、歴史、文化等にはぐくまれたみどり豊かな住宅都市を将来に継承し、魅力あるまちなみを保全・創出するため、景観計画に基づき、区民・事業者等と協働して良好な景観づくりを推進します。また、区内の良好な景観・取組を紹介する景観録や景観まちづくりニュースを発行することに加え、景観に配慮した優良な大規模建築物等の事例を公式ホームページに掲載することなどにより、良好な景観づくりの普及啓発を図ります。

現行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	景観計画 運用・検討	景観計画 改定	景観計画 運用	景観計画 運用	景観計画 改定・運用
	景観まちづくり普及 啓発 ニュース等の発行 4回	良好な景観づくり普及 啓発 景観録の発行 1回 景観まちづくりニュー ス発行 1回	良好な景観づくり普及 啓発 景観録の発行 1回 景観まちづくりニュー ス発行 1回	良好な景観づくり普及 啓発 景観録の発行 1回 景観まちづくりニュー ス発行 1回	良好な景観づくり普及 啓発 景観録の発行 3回 景観まちづくりニュー ス発行 3回

1 良好な景観づくりの推進

杉並区固有の自然、歴史、文化等にはぐくまれたみどり豊かな住宅都市を将来に継承し、魅力あるまちなみを保全・創出するため、景観計画に基づき、区民・事業者等と協働して良好な景観づくりを推進します。また、区内の良好な景観・取組を紹介する景観録や景観まちづくりニュースを発行することに加え、景観に配慮した優良な大規模建築物等の事例を公式ホームページに掲載することなどにより、良好な景観づくりの普及啓発を図ります。

修正案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	景観計画 運用・検討	景観計画 運用	景観計画 改定	景観計画 運用	景観計画 改定・運用
	景観まちづくり普及 啓発 ニュース等の発行 4回	良好な景観づくり普及 啓発 景観録の発行 1回 景観まちづくりニュー ス発行 1回	良好な景観づくり普及 啓発 景観録の発行 1回 景観まちづくりニュー ス発行 1回	良好な景観づくり普及 啓発 景観録の発行 1回 景観まちづくりニュー ス発行 1回	良好な景観づくり普及 啓発 景観録の発行 3回 景観まちづくりニュー ス発行 3回

施策7 暮らしやすい住環境の形成

5 総合的な空家等対策の推進

空家等対策協議会^{※1}と連携を図ることにより、専門家による総合相談窓口の開設、空家等利活用事業の実施及び空家の除却助成等、空家等の発生抑制から利活用、除却までの総合的な空家等対策を実施します。併せて、空家等に関するノウハウを有する民間事業者と協力して空家等の利活用を促進する仕組みづくりを検討します。
また、空き家実態調査の結果やこれまで実施した空家等対策の取組実績等を踏まえ、「空家等対策計画」を改定します。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
現 行 事 業 量	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 36回
	空家等利活用モデル事業の実施・検証	空家等利活用事業の実施・検討	空家等利活用事業の実施・検討	空家等利活用事業の実施	空家等利活用事業の実施・検討
	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 15件
	空家等対策計画の検討	空家等対策計画の改定	空家等対策計画の運用	空家等対策計画の運用	空家等対策計画の改定・運用

※1 空家等対策協議会:空家等に関する施策について、必要な事項を調査審議するため、学識経験者、専門家、関係行政機関職員等で構成された区長の附属機関

5 総合的な空家等対策の推進

空家等対策協議会^{※1}と連携を図ることにより、専門家による総合相談窓口の開設、空家等利活用事業の実施及び空家の除却助成等、空家等の発生抑制から利活用、除却までの総合的な空家等対策を実施します。併せて、空家等に関するノウハウを有する民間事業者と協力して空家等の利活用を促進する仕組みづくりを検討します。
また、空き家実態調査の結果やこれまで実施した空家等対策の取組実績等を踏まえ、「空家等対策計画」を改定します。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
修 正 案 事 業 量	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 12回	専門家による空家等の総合相談窓口 36回
	空家等利活用モデル事業の実施・検証	空家等利活用事業の実施・検討	空家等利活用事業の実施・検討	空家等利活用事業の実施	空家等利活用事業の実施・検討
	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 5件	老朽危険空家の除却工事費の助成 15件
	空家等対策計画の検討	空家等対策計画の検討	空家等対策計画の改定	空家等対策計画の運用	空家等対策計画の検討・改定・運用

※1 空家等対策協議会:空家等に関する施策について、必要な事項を調査審議するため、学識経験者、専門家、関係行政機関職員等で構成された区長の附属機関

施策17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

1 区立児童相談所の設置準備

【重点】

子どもの命を守るための児童虐待対策を、これまで以上に迅速かつ確に実施するため、令和8年度(2026年度)の区立児童相談所の開設に向けて、専門性の高い人材の育成・確保を計画的に行うとともに、施設整備のほか、社会的養育^{※1}の推進など、設置に向けた準備を着実に進めていきます。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
現 行 事 業 量	区立児童相談所 検討	区立児童相談所 設計 0.5所	区立児童相談所 設計 0.5所	区立児童相談所 ＝ 解体・建設	区立児童相談所 設計 1所 解体・建設
	人材育成・確保 児童相談所派遣研修	人材育成・確保 児童相談所派遣研修 子どもアドボカシー ^{※2} に関する研修 実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修 子どもアドボカシー に関する研修 実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修 子どもアドボカシー に関する研修 実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修 子どもアドボカシー に関する研修 実施
	子ども家庭相談システム の運用	子ども家庭相談システム の運用	子ども家庭相談システム の運用	子ども家庭相談システム の再構築及び児童 相談所システムの導入 準備	子ども家庭相談システム の運用・再構築及び 児童相談所システムの 導入準備
	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭との 連携	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭との 連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭との 連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭との 連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭との 連携強化

※1 社会的養育:虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること
 ※2 子どもアドボカシー:子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと

1 区立児童相談所の設置準備

【重点】

子どもの命を守るための児童虐待対策を、これまで以上に迅速かつ確に実施するため、令和8年度(2026年度)の区立児童相談所の開設に向けて、専門性の高い人材の育成・確保を計画的に行うとともに、施設整備のほか、社会的養育^{※1}の推進など、設置に向けた準備を着実に進めていきます。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
修 正 案 事 業 量	区立児童相談所 検討	区立児童相談所 設計 0.2所	区立児童相談所 設計 0.5所	区立児童相談所 設計 0.3所 解体・建設	区立児童相談所 設計 1所 解体・建設
	人材育成・確保 児童相談所派遣研修	人材育成・確保 児童相談所派遣研修 子どもアドボカシー ^{※2} に関する研修 実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修 子どもアドボカシー に関する研修 実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修 子どもアドボカシー に関する研修 実施	人材育成・確保 児童相談所派遣研修 子どもアドボカシー に関する研修 実施
	子ども家庭相談システム の運用	子ども家庭相談システム の運用	子ども家庭相談システム の運用	子ども家庭相談システム の再構築及び児童 相談所システムの導入 準備	子ども家庭相談システム の運用・再構築及び 児童相談所システムの 導入準備
	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭との 連携	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭との 連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭との 連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭との 連携強化	社会的養育の推進 里親制度の普及 区内里親家庭との 連携強化

※1 社会的養育:虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること
 ※2 子どもアドボカシー:子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと

施策20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

1 保育施設等の整備・充実

【重点】

引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所等に入所できる環境を整備するため、認可保育所の新設や認可外保育施設の認可化移行を進め、歳児別・地域別の保育需要に見合った定員数の確保に取り組みます。また、老朽化した区立保育園等の改築・改修を計画的に進めます。さらに、私立幼稚園と連携・協力し、保育環境の充実について検討していきます。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	認可保育所等の新設等 684人分 (累計15,281人) (3年8月末日現在)	認可保育所等の新設等 240人分 (累計15,521人)	認可保育所等の新設等 180人分 (累計15,701人)	認可保育所等の新設等 120人分 (累計15,821人)	認可保育所等の新設等 540人分 (累計15,821人)
	私立幼稚園との連携による保育環境の充実検討	私立幼稚園との連携による保育環境の充実検討	私立幼稚園との連携による保育環境の充実検討	私立幼稚園との連携による保育環境の充実検討	私立幼稚園との連携による保育環境の充実検討
	改築・改修等 区立保育園 設計0.5園 建設1.1園 区立子供園※1 設計0.7園 改修0.1園	改築・改修等 区立保育園 設計0.1園 建設0.7園 区立子供園 設計0.6園 改修0.6園	改築・改修等 区立保育園 — 建設0.5園 区立子供園 設計0.4園 改修0.3園	改築・改修等 区立保育園 設計0.6園 建設0.3園 区立子供園 設計0.6園 — 建設0.5園	改築・改修等 区立保育園 設計0.7園 建設1.5園 区立子供園 設計1.6園 改修0.9園 建設0.5園

※1 区立子供園:保護者の就労形態にかかわらず、幼児を受け入れ、教育及び保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設

現行

1 保育施設等の整備・充実

【重点】

引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所等に入所できる環境を整備します。認可保育所の整備に当たっては、待機児童ゼロの継続を前提に、保育需要の増加が鈍化しつつある状況を踏まえ、歳児別・地域別に保育需要を精査のうえ、必要となる定員数の確保に取り組みます。また、老朽化した区立保育園等の改築・改修を計画的に進めます。さらに、私立幼稚園と連携・協力し、保育環境の充実について検討していきます。

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	認可保育所等の新設等 684人分 (累計15,281人) (3年8月末日現在)	認可保育所等の新設等 240人分 (累計15,521人)	認可保育所等の新設等 — (累計15,521人)	認可保育所等の新設等 — (累計15,521人)	認可保育所等の新設等 240人分 (累計15,521人)
	私立幼稚園との連携による保育環境の充実検討	私立幼稚園との連携による保育環境の充実検討	私立幼稚園との連携による保育環境の充実検討	私立幼稚園との連携による保育環境の充実検討	私立幼稚園との連携による保育環境の充実検討
	改築・改修等 区立保育園 設計0.5園 建設1.1園 区立子供園※1 設計0.7園 改修0.1園	改築・改修等 区立保育園 設計0.1園 建設0.7園 区立子供園 改修0.6園	改築・改修等 区立保育園 — 建設0.5園 区立子供園 改修0.3園	改築・改修等 区立保育園 — 建設0.3園 区立子供園 —	改築・改修等 区立保育園 設計0.1園 建設1.5園 区立子供園 改修0.9園

※1 区立子供園:保護者の就労形態にかかわらず、幼児を受け入れ、教育及び保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設

修正案

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

5 部活動の充実

生徒が互いに協力し合い友情を深めるなど、学校生活の中で部活動の果たす役割が大きいことから、部活動活性化事業^{※1}による指導者派遣や合同部活動の実施、指導補助としての外部指導員の配置のほか、部活動指導員の配置や「学校施設の有効活用」の取組^{※2}と連携した新たな部活動支援を実施し、部活動の充実を図ります。
また、より効果的に部活動を支援するため、各事業の実施と並行して部活動支援のあり方について検討し、必要に応じて見直しを行います。

現 行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施
	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 1,080回/校
	部活動指導員の試行配置 4人	部活動指導員の配置 2人 (累計6人)	部活動指導員の配置 2人 (累計8人)	部活動指導員の配置 4人 (累計12人)	部活動指導員の配置 8人 (累計12人)
	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施 —	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証 —	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 実施 効果的な部活動支援のあり方検討	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 実施 効果的な部活動支援のあり方検討・見直し	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証 実施 効果的な部活動支援のあり方検討・見直し

※1 部活動活性化事業：技術指導が困難な顧問教員の負担軽減のため、区が技術指導を専門事業者等に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

※2 「学校施設の有効活用」の取組：区民の健康スポーツ活動の一層の活性化を図るため、学校における体育施設を有効活用する仕組みを構築する取組。民間事業者等を活用し、部活動支援と一体的に進めていく

5 部活動の充実

生徒が互いに協力し合い友情を深めるなど、学校生活の中で部活動の果たす役割が大きいことから、部活動活性化事業^{※1}による指導者派遣や合同部活動の実施、指導補助としての外部指導員の配置のほか、部活動指導員の配置や「学校施設の有効活用」の取組^{※2}と連携した新たな部活動支援を実施し、部活動の充実を図ります。
また、より効果的に部活動を支援するため、各事業の実施と並行して部活動支援のあり方について検討し、必要に応じて見直しを行います。

修 正 案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施
	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 1,080回/校
	部活動指導員の試行配置 4人	部活動指導員の配置 2人 (累計6人)	部活動指導員の配置 2人 (累計8人)	部活動指導員の配置 4人 (累計12人)	部活動指導員の配置 8人 (累計12人)
	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施 —	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証 —	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証 部活動の地域移行に向けた検討 効果的な部活動支援のあり方検討	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 実施 部活動の地域移行に向けた検討 効果的な部活動支援のあり方検討・見直し	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証 実施 部活動の地域移行に向けた検討 効果的な部活動支援のあり方検討・見直し

※1 部活動活性化事業：技術指導が困難な顧問教員の負担軽減のため、区が技術指導を専門事業者等に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

※2 「学校施設の有効活用」の取組：区民の健康スポーツ活動の一層の活性化を図るため、学校における体育施設を有効活用する仕組みを構築する取組。民間事業者等を活用し、部活動支援と一体的に進めていく

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

3 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備

特別な支援を必要とする子どもが増加しており、今後も増えていくことが見込まれることから、一人ひとりがそれぞれの教育的ニーズに応じた、適切できめ細かな教育や支援を受けることができるよう、済美養護学校等の教育環境整備に取り組みます。また、特別支援学級で学ぶ児童数の増加と通学時間等の児童の負担を考慮し、小学校1校に新たに特別支援学級を設置します。

現行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	済美養護学校等の教育環境整備 検討	済美養護学校等の教育環境整備 設計0.6所	済美養護学校等の教育環境整備 設計0.4所 改修0.2所	済美養護学校等の教育環境整備 改修0.8所	済美養護学校等の教育環境整備 設計1所 改修1所
	小学校特別支援学級(知的障害固定級) 検討 (累計10校)	小学校特別支援学級(知的障害固定級) 設計1校 (累計10校)	小学校特別支援学級(知的障害固定級) 改修1校 (累計10校)	小学校特別支援学級(知的障害固定級) 開設1校 (累計11校)	小学校特別支援学級(知的障害固定級) 設計・改修・開設1校 (累計11校)

3 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備

特別な支援を必要とする子どもが増加しており、今後も増えていくことが見込まれることから、一人ひとりがそれぞれの教育的ニーズに応じた、適切できめ細かな教育や支援を受けることができるよう、済美養護学校等の教育環境整備に取り組みます。また、特別支援学級で学ぶ児童数の増加と通学時間等の児童の負担を考慮し、小学校1校に新たに特別支援学級を設置します。

修正案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	済美養護学校等の教育環境整備 検討	済美養護学校等の教育環境整備 設計0.5所	済美養護学校等の教育環境整備 設計0.5所	済美養護学校等の教育環境整備 改修0.7所	済美養護学校等の教育環境整備 設計1所 改修0.7所
	小学校特別支援学級(知的障害固定級) 検討 (累計10校)	小学校特別支援学級(知的障害固定級) 設計1校 (累計10校)	小学校特別支援学級(知的障害固定級) 改修1校 (累計10校)	小学校特別支援学級(知的障害固定級) 開設1校 (累計11校)	小学校特別支援学級(知的障害固定級) 設計・改修・開設1校 (累計11校)

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

1 学校施設の有効活用の推進

学校施設を地域の公共財として一層活用し、地域スポーツ等への利用の幅を広げるため、学校における体育施設の有効活用の仕組みを構築します。構築に当たっては、学校教育で使用する時間外における学校施設管理権限の一部を教育委員会から区長部局のスポーツ振興を担当する部署へ移管することを視野に取組を進め、区民・団体によるスポーツ活動の推進を図ります。

また、地域スポーツにとどまらず、文化活動の振興等に資する学校施設の更なる有効活用の取組へとつなげていくため、先行する体育施設の活用状況も踏まえ、運動場以外の諸室等の有効活用のあり方についても検討していきます。

現行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証 学校施設管理権限 (一部)の区長部局 への移管	学校施設の有効活用 《1校》 本格実施	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証 学校施設管理権限 (一部)の区長部局 への移管 本格実施
			拡大に向けた検討	拡大に向けた検討	拡大に向けた検討
	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討・実施	諸室等の利用拡大 検討・実施

1 学校施設の有効活用の推進

学校施設を地域の公共財として一層活用し、地域スポーツ等への利用の幅を広げるため、学校における体育施設の有効活用の仕組みを構築します。構築に当たっては、学校教育で使用する時間外における学校施設管理権限の一部を教育委員会から区長部局のスポーツ振興を担当する部署へ移管することを視野に取組を進め、区民・団体によるスポーツ活動の推進を図ります。

また、地域スポーツにとどまらず、文化活動の振興等に資する学校施設の更なる有効活用の取組へとつなげていくため、先行する体育施設の活用状況も踏まえ、運動場以外の諸室等の有効活用のあり方についても検討していきます。

修正案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証 拡大に向けた検討	学校施設の有効活用 《1校》 本格実施に向けた 準備	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証 拡大に向けた検討 本格実施に向けた 準備
			学校施設管理権限 (一部)の区長部局 への移管に向けた 検討	学校施設管理権限 (一部)の区長部局 への移管に向けた 検討	学校施設管理権限 (一部)の区長部局 への移管に向けた 検討
	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

2 新しい学校づくりの推進

将来にわたる児童・生徒数の動向等を見据え、地域ごとの状況に応じた学校の統合・学区の見直しや学校施設の老朽改築等を総合的に検討し、地域と連携・協力しながら、子どもたちに望ましい教育環境を提供していく新しい学校づくりを進めます。

また、「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」の見直しにおいては、児童数の増加に伴い教室が足りなくなる学校への対応や地域の公共財としての学校施設の活用の考え方等について、新たに示していきます。

現
行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	小中学校新しい学校づくり推進基本方針見直しの検討	小中学校新しい学校づくり推進基本方針見直し	小中学校新しい学校づくり推進基本方針運用	小中学校新しい学校づくり推進基本方針運用	小中学校新しい学校づくり推進基本方針見直し・運用
	新しい学校づくり個別計画の策定検討	新しい学校づくり個別計画の策定検討	新しい学校づくり個別計画の策定検討	新しい学校づくり個別計画の策定検討	新しい学校づくり個別計画の策定検討

2 新しい学校づくりの推進

将来にわたる児童・生徒数の動向等を見据え、地域ごとの状況に応じた学校の統合・学区の見直しや学校施設の老朽改築等を総合的に検討し、地域と連携・協力しながら、子どもたちに望ましい教育環境を提供していく新しい学校づくりを進めます。

また、「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」の見直しにおいては、児童数の増加に伴い教室が足りなくなる学校への対応や地域の公共財としての学校施設の活用の考え方等について、新たに示していきます。

修
正
案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	小中学校新しい学校づくり推進基本方針見直しの検討	小中学校新しい学校づくり推進基本方針見直し	小中学校新しい学校づくり推進基本方針見直し	小中学校新しい学校づくり推進基本方針運用	小中学校新しい学校づくり推進基本方針見直し・運用
	新しい学校づくり個別計画の策定検討	新しい学校づくり個別計画の策定検討	新しい学校づくり個別計画の策定検討	新しい学校づくり個別計画の策定検討	新しい学校づくり個別計画の策定検討

施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

1 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実 【重点】

指定管理者制度を導入している体育施設では、民間事業者の創意工夫による多様なスポーツ振興事業を実施します。また、各種のスポーツを行っている区民・団体等の成果発表と、交流の場となる区民体育祭等を開催するとともに、地域のスポーツ団体や人材の活動支援を図ります。さらに、区民・団体によるスポーツ・運動の推進に向け、学校教育で使用する時間外における学校施設管理権限の一部を区長部局へ移管することを視野に、地域に広く存在する学校施設を一層有効活用するための新たなモデル事業を実施し、これらの取組を通して、より多くの方々が、スポーツ・運動に親しむことができる場と機会を充実していきます。

現行

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	スポーツ振興事業実施	スポーツ振興事業実施	スポーツ振興事業実施	スポーツ振興事業実施	スポーツ振興事業実施
	チャレンジ・アスリートの実施	チャレンジ・アスリートの実施	チャレンジ・アスリートの実施	チャレンジ・アスリートの実施	チャレンジ・アスリートの実施
	総合型地域スポーツクラブ ^{※2}	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブ
	設立支援 運営支援	設立支援 運営支援	設立支援 運営支援	設立支援 運営支援	設立支援 運営支援
	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証 学校施設管理権限 (一部)の区長部局 への移管 拡大に向けた検討	学校施設の有効活用 《1校》 本格実施 拡大に向けた検討	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証 学校施設管理権限 (一部)の区長部局 への移管 本格実施 拡大に向けた検討

※1 チャレンジ・アスリート:子どもたちがトップアスリートと共に、オリンピック種目・パラリンピック種目を楽しむ体験や、スポーツに関する仕事の体験など、多様な体験をすることで、夢に向かって自らの意思でスポーツを選びチャレンジする子どもを育成する取組

※2 総合型地域スポーツクラブ:複数の種目が用意され(多種目)、子どもから高齢者まで(多世代)、また、初心者からトップレベルまで(多志向)が身近な地域でスポーツに親しむことを目指した、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

1 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実 【重点】

指定管理者制度を導入している体育施設では、民間事業者の創意工夫による多様なスポーツ振興事業を実施します。また、各種のスポーツを行っている区民・団体等の成果発表と、交流の場となる区民体育祭等を開催するとともに、地域のスポーツ団体や人材の活動支援を図ります。さらに、区民・団体によるスポーツ・運動の推進に向け、学校教育で使用する時間外における学校施設管理権限の一部を区長部局へ移管することを視野に、地域に広く存在する学校施設を一層有効活用するための新たなモデル事業を実施し、これらの取組を通して、より多くの方々が、スポーツ・運動に親しむことができる場と機会を充実していきます。

修正案

	3(2021)年度末(見込)	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	3か年計
事業量	スポーツ振興事業実施	スポーツ振興事業実施	スポーツ振興事業実施	スポーツ振興事業実施	スポーツ振興事業実施
	チャレンジ・アスリートの実施	チャレンジ・アスリートの実施	チャレンジ・アスリートの実施	チャレンジ・アスリートの実施	チャレンジ・アスリートの実施
	総合型地域スポーツクラブ ^{※2}	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブ
	設立支援 運営支援	設立支援 運営支援	設立支援 運営支援	設立支援 運営支援	設立支援 運営支援
	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証 拡大に向けた検討 学校施設管理権限 (一部)の区長部局 への移管に向けた 検討	学校施設の有効活用 《1校》 本格実施に向けた 準備 学校施設管理権限 (一部)の区長部局 への移管に向けた 検討	学校施設の有効活用 《1校》 モデル実施・検証 拡大に向けた検討 本格実施に向けた 準備 学校施設管理権限 (一部)の区長部局 への移管に向けた 検討

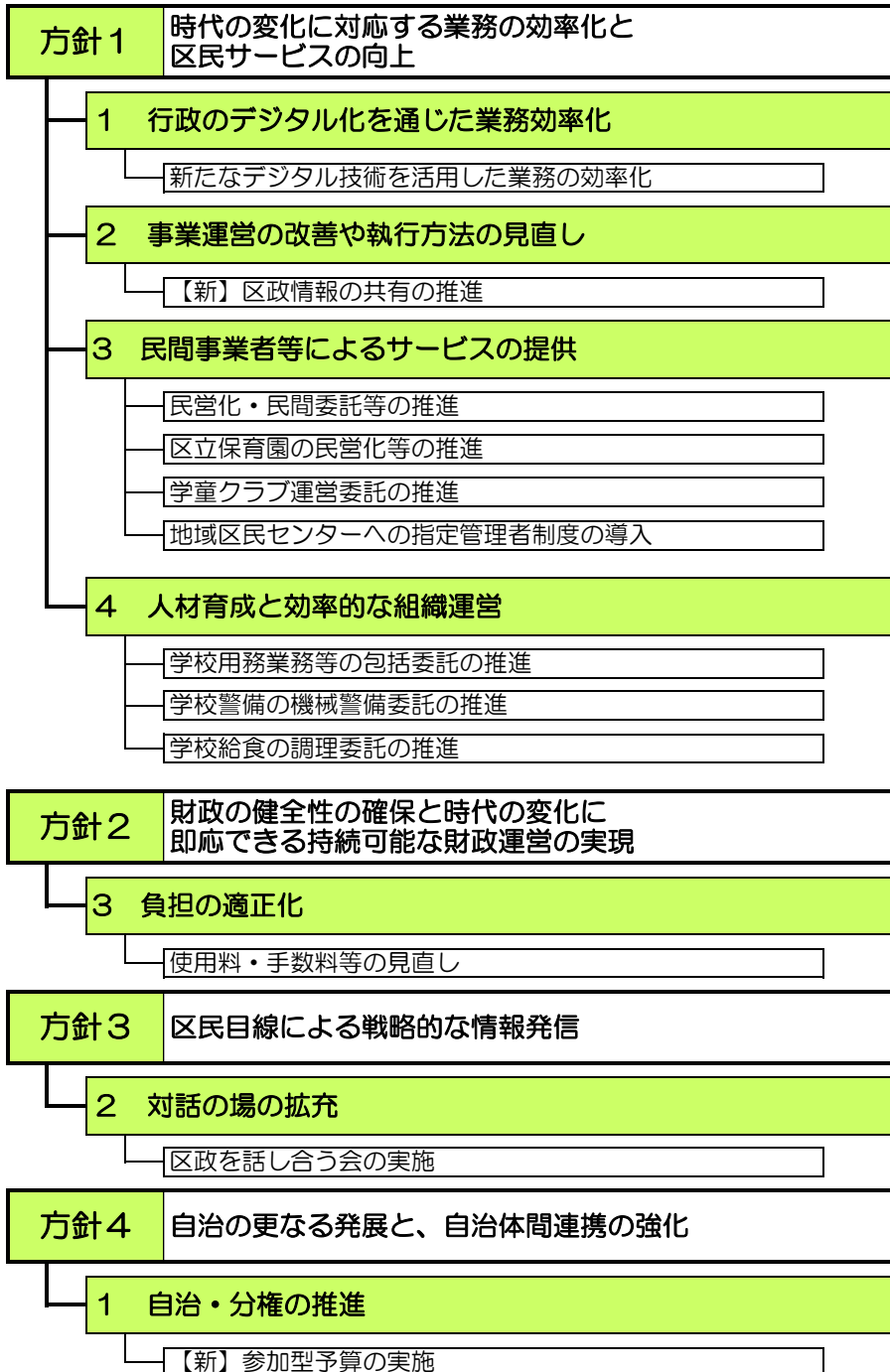
※1 チャレンジ・アスリート:子どもたちがトップアスリートと共に、オリンピック種目・パラリンピック種目を楽しむ体験や、スポーツに関する仕事の体験など、多様な体験をすることで、夢に向かって自らの意思でスポーツを選びチャレンジする子どもを育成する取組

※2 総合型地域スポーツクラブ:複数の種目が用意され(多種目)、子どもから高齢者まで(多世代)、また、初心者からトップレベルまで(多志向)が身近な地域でスポーツに親しむことを目指した、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

杉並区区政経営改革推進計画（第1次）
令和4（2022）年度～令和6（2024）年度

修正事業等一覧

①区長の公約等を踏まえた修正



①区長の公約等を踏まえた修正

【方針1】時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上 (1)行政のデジタル化を通じた業務効率化

現 行	新たなデジタル技術を活用した業務の効率化			情報政策課
	—			
	申請書類のデータ入力などの大量かつ定型的な作業に、AI-OCR ^{※1} やRPA ^{※2} などの自動化ツールの導入を進め、作業の効率化を図るとともに、より正確な事務処理を行います。また、AI(人工知能)などの新たなデジタル技術の活用に向けた検討を加速化し、より質の高い行政サービスの提供につなげます。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	自動化ツール等 運用・拡充 新規導入・評価	自動化ツール等 運用・拡充 新規導入・評価	自動化ツール等 運用・拡充 新規導入・評価
	効果			
	関連する計画			
	(デジタル化推進計画)方針2 新たなデジタル技術を活用した業務の効率化			
	<small>※1 AI-OCR:AI(人工知能)による文字認識技術を活用して、手書き帳票の文字をデータ化する技術 OCRは、Optical Character Reader(またはRecognition)の略</small>			
	<small>※2 RPA:Robotic Process Automationの略。人が行う定型的なパソコン操作をロボットが代替して自動化する技術</small>			
修 正 案	新たなデジタル技術を活用した業務の効率化			情報管理課
	—			
	申請書類のデータ入力などの大量かつ定型的な作業に、AI-OCR ^{※1} やRPA ^{※2} などの自動化ツールの導入を進め、作業の効率化を図るとともに、より正確な事務処理を行います。また、AI(人工知能)などの新たなデジタル技術の活用に向けた検討を加速化し、より質の高い行政サービスの提供につなげます。 <u>さらに、デジタル技術を活用してペーパーレス会議を促進し、会議運営の効率化を図ります。</u>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	自動化ツール等 運用・拡充 新規導入・評価	自動化ツール等 運用・拡充 新規導入・評価 ペーパーレス会議 促進	自動化ツール等 運用・拡充 新規導入・評価 ペーパーレス会議 促進
	効果			
	関連する計画			
	(デジタル化推進計画)方針2 新たなデジタル技術を活用した業務の効率化 (デジタル化推進計画)方針2 ペーパーレス会議の促進			
	<small>※1 AI-OCR:AI(人工知能)による文字認識技術を活用して、手書き帳票の文字をデータ化する技術 OCRは、Optical Character Reader(またはRecognition)の略</small>			
	<small>※2 RPA:Robotic Process Automationの略。人が行う定型的なパソコン操作をロボットが代替して自動化する技術</small>			

**【方針1】時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上
 (2)事業運営の改善や執行方法の見直し**

現行	新規																		
修正案	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #c8e6c9;">区政情報の共有の推進</td> <td style="text-align: right;">情報管理課</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> <p>個人情報などの非公開事由に該当しない区政情報については、情報公開制度によらずとも、区民が入手できるよう積極的な公表に努めます。情報の公表に関する方針を定め、研修等を通じて職員に周知徹底することにより、さらに透明性のある区政を実現し、区民が区政に参画するために必要となる区政情報の共有を推進します。</p> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c8e6c9;">年度</td> <td style="background-color: #c8e6c9;">4(2022)年度</td> <td style="background-color: #c8e6c9;">5(2023)年度</td> <td style="background-color: #c8e6c9;">6(2024)年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c8e6c9;">取組内容</td> <td></td> <td> 情報の公表方針 検討・策定 職員の意識啓発・研修 実施 </td> <td> 職員の意識啓発・研修 実施 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #c8e6c9;">効果</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区政情報の共有の推進		情報管理課	<p>個人情報などの非公開事由に該当しない区政情報については、情報公開制度によらずとも、区民が入手できるよう積極的な公表に努めます。情報の公表に関する方針を定め、研修等を通じて職員に周知徹底することにより、さらに透明性のある区政を実現し、区民が区政に参画するために必要となる区政情報の共有を推進します。</p>			年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	取組内容		情報の公表方針 検討・策定 職員の意識啓発・研修 実施	職員の意識啓発・研修 実施	効果			
区政情報の共有の推進		情報管理課																	
<p>個人情報などの非公開事由に該当しない区政情報については、情報公開制度によらずとも、区民が入手できるよう積極的な公表に努めます。情報の公表に関する方針を定め、研修等を通じて職員に周知徹底することにより、さらに透明性のある区政を実現し、区民が区政に参画するために必要となる区政情報の共有を推進します。</p>																			
年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度																
取組内容		情報の公表方針 検討・策定 職員の意識啓発・研修 実施	職員の意識啓発・研修 実施																
効果																			

【方針1】時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上
(3) 民間事業者等によるサービスの提供

現 行	民営化・民間委託等の推進			行政管理担当
	—			
	行政課題が複雑化・多様化している中、安定的で質の高い行政サービスを維持していくために、サービスの提供主体や提供方法を見直し、民営化・民間委託を推進するとともに、公の施設 ^{※1} の運営については、指定管理者制度の導入を積極的に検討します。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	
効果				
※1 公の施設: 普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設 (地方自治法244条第1項)				
修 正 案	民営化・民間委託等の推進			区政経営改革担当
	—			
	行政課題が複雑化・多様化している中、安定的で質の高い行政サービスを維持していくために、民間委託等を実施します。 なお、今後の民営化・民間委託等の活用に関する新たな方針については、民営化・民間委託等の導入に伴うサービスの向上やコスト削減の効果等を検証のうえ、決定します。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	検討・実施	検討・実施 指定管理者制度 効果等検証・方針決定 民営化・民間委託 効果等検証	検討・実施 指定管理者制度 方針に基づく取組の実施 民営化・民間委託 効果等検証・方針決定	
効果				

**【方針1】時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上
(3) 民間事業者等によるサービスの提供**

現 行	区立保育園の民営化等の推進			保育課
	—			
	<p>移転改築計画のある区立保育園に加えて、比較的施設が新しく、当面、大規模修繕の必要のない施設についても、民営化を実施します。</p> <p>また、指定管理者制度を導入している区立保育園についても、指定期間満了時を目途に、私立保育園へ転換します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	民営化実施 1園 私立保育園へ転換 3園	民営化実施 2園	民営化実施 1園 私立保育園へ転換 1園	
効果	(財)(定)	(財)(定)	(財)(定)	
修 正 案	区立保育園の民営化等の推進			保育課
	—			
	<p>既に事業者選定や保護者周知を行っている保育園について、民営化を実施します。</p> <p>なお、令和7年度以降の区立保育園の民営化等については、保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの推進等の観点から、今後の区立保育園が担う役割を検討のうえ、令和4年度に決定します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	民営化実施 1園 私立保育園へ転換 3園	民営化実施 2園	民営化実施 1園 私立保育園へ転換 1園	
効果	(財)(定)	(財)(定)	(財)(定)	

【方針1】時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上
(3) 民間事業者等によるサービスの提供

現行	学童クラブ運営委託の推進			児童青少年課
	—			
	杉並区学童クラブの民間委託ガイドライン ^{※1} に基づき、学童クラブを小学校内に整備する等、施設の整備に合わせて、計画的に運営委託を進めていきます。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	運営委託の実施 2クラブ		運営委託の実施 2クラブ
	効果	(財)(定)		(財)(定)
	関連する計画			
	(実行計画) 施策20 学童クラブの整備・充実			
	※1 杉並区学童クラブの民間委託ガイドライン:学童クラブの民間委託の基本指針として、事業者の公募・選定、選定後の委託準備(引継ぎ)及び委託後のモニタリング等に至る一連の内容をまとめたガイドライン			
	修正案	学童クラブ運営委託の推進		
—				
既に計画化されている学童クラブの運営委託を進めます。 なお、今後の学童クラブの運営委託に関する新たな方針については、運営委託の導入に伴うサービスの向上やコスト削減の効果等を検証のうえ、決定します。				
年度		4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容		運営委託の実施 2クラブ	効果等検証	運営委託の実施 2クラブ 効果等検証・方針決定
効果		(財)(定)		(財)(定)
関連する計画				
(実行計画) 施策20 学童クラブの整備・充実				

**【方針1】時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上
(3) 民間事業者等によるサービスの提供**

現 行	地域区民センターへの指定管理者制度の導入			地域課
	—			
	<p>地域区民センターの大規模改修後等における施設の管理・運営について、民間事業者が有するノウハウを活用した効率的な運営とサービス向上を図るため、指定管理者制度を導入します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	運営開始 1施設 導入準備 1施設	運営開始 1施設	導入準備 1施設	
効果	(財)	(財)		
修 正 案	地域区民センターへの指定管理者制度の導入			地域課
	—			
	<p>既に事業者選定を行っている地域区民センターについて、指定管理者制度を導入します。 なお、今後の指定管理者制度の活用に関する新たな方針については、指定管理者制度の導入に伴うサービスの向上やコスト削減の効果等を検証のうえ、決定します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	運営開始 1施設 導入準備 1施設	運営開始 1施設 効果等検証・方針決定	導入準備 1施設 方針に基づく取組の実施	
効果	(財)	(財)		

**【方針1】時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上
(4)人材育成と効率的な組織運営**

現 行	学校用務業務等の包括委託の推進		教育委員会事務局庶務課
	—		
	学校用務職員の退職状況等を踏まえ、用務業務の民間事業者への委託を <u>進めること</u> で、職員数と経費の削減を図ります。		
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度
取組内容	委託準備 1校 委託実施 1校	委託準備 2校 委託実施 1校	委託準備 2校 委託実施 2校
効果	(財)(定)	(財)(定)	(定)
修 正 案	学校用務業務等の包括委託の推進		教育委員会事務局庶務課
	—		
	学校用務職員の退職状況等を踏まえ、用務業務の民間事業者への委託を <u>実施</u> します。 なお、今後の民間委託の活用に関する新たな方針については、民間委託の導入に伴うサービスの向上やコスト削減の効果等を検証のうえ、決定します。		
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度
取組内容	委託準備 1校 委託実施 1校	委託準備 2校 委託実施 1校 <u>効果等検証</u>	委託準備 2校 委託実施 2校 <u>効果等検証・方針決定</u>
効果	(財)(定)	(財)(定)	(定)

**【方針1】時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上
(4)人材育成と効率的な組織運営**

現 行	学校警備の機械警備委託の推進			教育委員会事務局庶務課
	—			
	学校警備再任用職員の任期満了状況等を踏まえ、有人警備から機械警備への移行を進めることで、職員数と経費の削減を図ります。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	委託実施 1校	委託準備 1校	委託実施 1校	
効果	(財)(定)	(財)(定)	(財)(定)	
修 正 案	学校警備の機械警備委託の推進			教育委員会事務局庶務課
	—			
	学校警備再任用職員の任期満了状況等を踏まえ、有人警備から機械警備への移行を実施します。 なお、今後の民間委託の活用に関する新たな方針については、民間委託の導入に伴うサービスの向上やコスト削減の効果等を検証のうえ、決定します。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	委託実施 1校	委託準備 1校 効果等検証	委託実施 1校 効果等検証・方針決定	
効果	(財)(定)	(財)(定)	(財)(定)	

**【方針1】時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上
(4)人材育成と効率的な組織運営**

現 行	学校給食の調理委託の推進			教育委員会事務局庶務課
	—			
	学校給食調理職員の退職状況等を踏まえ、調理業務の民間事業者への委託を進めることで、職員数と経費の削減を図ります。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	委託準備 1校	委託実施 1校	委託準備 1校	
効果	(財)(定)	(財)(定)	(財)(定)	
修 正 案	学校給食の調理委託の推進			教育委員会事務局庶務課
	—			
	学校給食調理職員の退職状況等を踏まえ、調理業務の民間事業者への委託を実施します。 なお、今後の民間委託の活用に関する新たな方針については、民間委託の導入に伴うサービスの向上やコスト削減の効果等を検証のうえ、決定します。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	委託準備 1校	委託実施 2校 効果等検証	委託準備 1校 効果等検証・方針決定	
効果	(財)(定)	(財)(定)	(財)(定)	

**【方針2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現
(3)負担の適正化**

現 行	使用料・手数料等の見直し			財政課
	—			
	使用料・手数料等について、受益者負担の適正化の観点から3年毎に検証を行い、必要に応じて改定を行います。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	決算数値による使用料の検証 必要に応じた使用料の改定			
効果				
修 正 案	使用料・手数料等の見直し			財政課
	—			
	使用料の検証を行い、新たな方針を決定のうえ、必要に応じて改定を行います。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	使用料の検証	使用料の検証・方針決定	方針に基づく使用料の改定	
効果				

【方針3】区民目線による戦略的な情報発信
(2)対話の場の拡充

現 行	区政を話し合う会の実施			区政相談課
	—			
	<p>日頃、区政に参加する機会の少ない方を含め、幅広い区民と区長が直接意見交換を行う懇談会を開催し、<u>区民の意見を区政運営に生かしていくとともに、意見交換を通じて区民の区政に対する関心や理解を高めていきます。</u>また、<u>実施状況を効果的に発信することにより、区民との協働の機運を高めていきます。</u></p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	区長と区民の意見交換会 開催	<u>区長と区民の意見交換会</u> 開催	<u>区長と区民の意見交換会</u> 開催
効果				
関連する計画				
(協働推進計画)方針2 区政を話し合う会の実施				
修 正 案	区政を話し合う会の実施			区政相談課
	—			
	<p>日頃、区政に<u>参画</u>する機会の少ない方を含め、幅広い区民と区長が直接意見交換を行う懇談会(<u>聴くオフ・ミーティング</u>)を開催するほか、これまで以上に区民と区長が対話できる機会を設けるなど、区民の区政に対する興味や関心を喚起するとともに、懇談会等の状況を情報発信することにより、区民の区政への参画意欲を高めていきます。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	区長と区民の意見交換会 開催	区民との意見交換会 開催 <u>区民との対話の機会の拡充</u>	区民との意見交換会 開催 <u>区民との対話の機会の拡充</u>
効果				
関連する計画				
(協働推進計画)方針2 区政を話し合う会の実施				

【方針4】自治の更なる発展と、自治体間連携の強化
(1) 自治・分権の推進

現 行	新規			
修 正 案	参加型予算の実施		財政課	
	<p>区の予算編成に区民が関与し、その意思を反映させる仕組みである「参加型予算」について検討を進め、モデル実施を踏まえて本格実施します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容		検討 モデル実施 区民等との意見交換	実施
	効果			
関連する計画				
(協働推進計画) 方針2 参加型予算の実施				

修正事業等一覧

②状況の変化等に伴う修正

方針1

時代の変化に対応する業務の効率化と
区民サービスの向上

4 人材育成と効率的な組織運営

学校給食の調理委託の推進

②状況の変化等に伴う修正

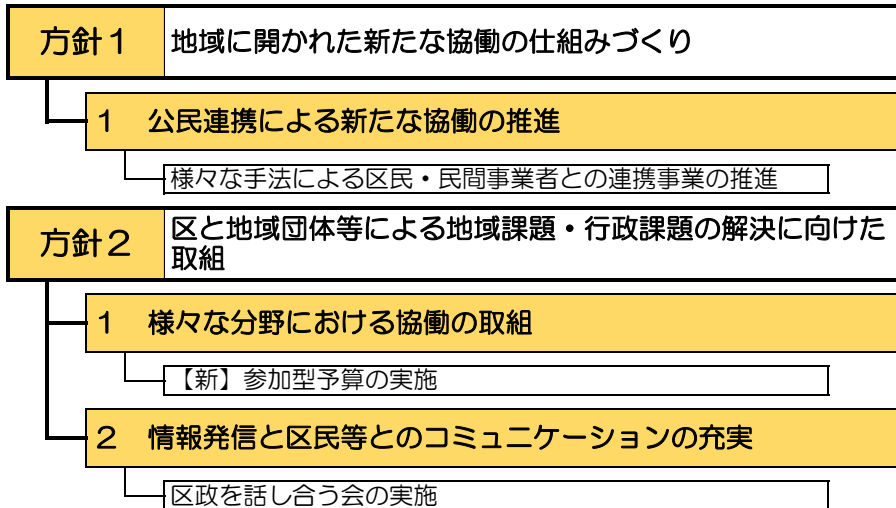
【方針1】時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上 (4)人材育成と効率的な組織運営

現 行	学校給食の調理委託の推進			教育委員会事務局庶務課
	—			
	学校給食調理職員の退職状況等を踏まえ、調理業務の民間事業者への委託を進めることで、職員数と経費の削減を図ります。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	委託準備 1校	委託実施 <u>1</u> 校	委託準備 1校
効果	(財)(定)	(財)(定)	(財)(定)	
修 正 案	学校給食の調理委託の推進			教育委員会事務局庶務課
	—			
	学校給食調理職員の退職状況等を踏まえ、調理業務の民間事業者への委託を実施します。 なお、今後の民間委託の活用に関する新たな方針については、民間委託の導入に伴うサービスの向上やコスト削減の効果等を検証のうえ、決定します。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	委託準備 1校	委託実施 <u>2</u> 校 効果等検証	委託準備 1校 効果等検証・方針決定
効果	(財)(定)	(財)(定)	(財)(定)	

杉並区協働推進計画（第1次）
令和4（2022）年度～令和6（2024）年度

修正事業等一覧

①区長の公約等を踏まえた修正



※状況の変化等に伴う修正は該当なし

①区長の公約等を踏まえた修正

【方針1】地域に開かれた新たな協働の仕組みづくり

(1) 公民連携による新たな協働の推進

現 行	様々な手法による区民・民間事業者との連携事業の推進			行政管理担当
	—			
	<p>今後、より一層の民間活力の導入を進めていくに当たり、サウンディング型市場調査^{※1}のさらなる活用に加え、PPP^{※2}・PFI^{※3}やシェアリングエコノミー^{※4}など様々な手法による民間事業者等との連携について、検討を行い、段階的な実施を進めます。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	サウンディング型市場調査のさらなる活用 実施 様々な手法による連携の取組 検討・実施	サウンディング型市場調査のさらなる活用 実施 様々な手法による連携の取組 検討・実施	サウンディング型市場調査のさらなる活用 実施 様々な手法による連携の取組 検討・実施	
<p>※1 サウンディング型市場調査: 公有地の活用や民間サービスの導入に当たり、公募により民間事業者の意向調査や直接対話を行い、当該案件の活用の可能性を最大限に高めるための取組の内容・公募条件等に関する整理を行うもの</p> <p>※2 PPP: Public Private Partnership の略。国や地方自治体が民間事業者と連携して公共サービスを提供する一連の手法</p> <p>※3 PFI: Private Finance Initiative の略。PPPの手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間事業者の資金とノウハウを活用し、民間主導により効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法</p> <p>※4 シェアリングエコノミー: 個人等が保有する利用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む)を他の個人等も利用可能とする経済活動</p>				
修 正 案	様々な手法による区民・民間事業者との連携事業の推進			区政経営改革担当
	—			
	<p>区民サービスの質の向上を図る観点から、民間活力等を活用した様々な手法による区民・NPO・大学・民間事業者等との連携を検討し、実施します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	サウンディング型市場調査 ^{※1} のさらなる活用 実施 様々な手法による連携の取組 検討・実施	検討・実施	検討・実施	
<p>※1 サウンディング型市場調査: 公有地の活用や民間サービスの導入に当たり、公募により民間事業者の意向調査や直接対話を行い、当該案件の活用の可能性を最大限に高めるための取組の内容・公募条件等に関する整理を行うもの</p>				

【方針2】区と地域団体等による地域課題・行政課題の解決に向けた取組
(1) 様々な分野における協働の取組

現 行	新規																									
修 正 案	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #f4a460;">参加型予算の実施</td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;">財政課</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> <p>区の予算編成に区民が関与し、その意思を反映させる仕組みである「参加型予算」について検討を進め、モデル実施を踏まえて本格実施します。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f4a460;">年度</td> <td style="text-align: center; background-color: #f4a460;">4(2022)年度</td> <td style="text-align: center; background-color: #f4a460;">5(2023)年度</td> <td style="text-align: center; background-color: #f4a460;">6(2024)年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f4a460;">取組内容</td> <td></td> <td style="text-align: center;"> <u>検討</u> モデル実施 <u>区民等との意見交換</u> </td> <td style="text-align: center;"> <u>実施</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="background-color: #f4a460;">関連する計画</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">(区政経営改革推進計画)方針4 参加型予算の実施</td> </tr> </table>	参加型予算の実施		財政課			—	<p>区の予算編成に区民が関与し、その意思を反映させる仕組みである「参加型予算」について検討を進め、モデル実施を踏まえて本格実施します。</p>			年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	取組内容		<u>検討</u> モデル実施 <u>区民等との意見交換</u>	<u>実施</u>	関連する計画				(区政経営改革推進計画)方針4 参加型予算の実施			
参加型予算の実施		財政課																								
		—																								
<p>区の予算編成に区民が関与し、その意思を反映させる仕組みである「参加型予算」について検討を進め、モデル実施を踏まえて本格実施します。</p>																										
年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度																							
取組内容		<u>検討</u> モデル実施 <u>区民等との意見交換</u>	<u>実施</u>																							
関連する計画																										
(区政経営改革推進計画)方針4 参加型予算の実施																										

**【方針2】区と地域団体等による地域課題・行政課題の解決に向けた取組
(2) 情報発信と区民等とのコミュニケーションの充実**

現 行	区政を話し合う会の実施			区政相談課
	—			
	<p>日頃、区政に参加する機会の少ない方を含め、幅広い区民と区長が直接意見交換を行う懇談会を開催し、区民の意見を区政運営に生かしていくとともに、意見交換を通じて区民の区政に対する関心や理解を高めていきます。また、実施状況を効果的に発信することにより、区民との協働の機運を醸成します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	区長と区民の意見交換会 開催	区長と区民の意見交換会 開催	区長と区民の意見交換会 開催
関連する計画				
(区政経営改革推進計画) 方針3 区政を話し合う会の実施				
修 正 案	区政を話し合う会の実施			区政相談課
	—			
	<p>日頃、区政に参画する機会の少ない方を含め、幅広い区民と区長が直接意見交換を行う懇談会(聴つくオフ・ミーティング)を開催するほか、これまで以上に区民と区長が対話できる機会を設けるなど、区民の区政に対する興味や関心を喚起するとともに、懇談会等の状況を情報発信することにより、区民の区政への参画意欲を高めていきます。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	区長と区民の意見交換会 開催	区民との意見交換会 開催 区民との対話の機会の拡充	区民との意見交換会 開催 区民との対話の機会の拡充
関連する計画				
(区政経営改革推進計画) 方針3 区政を話し合う会の実施				

杉並区デジタル化推進計画（第1次）
令和4（2022）年度～令和6（2024）年度

修正事業等一覧

①区長の公約等を踏まえた修正

方針1 デジタル技術を活用した区民サービスの向上

4 福祉や医療・産業・教育等の充実に向けたデジタル化

【新】 デジタル技術を活用した遠隔手話の導入

方針2 行政内部のデジタル化による効率化の推進

1 デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

【新】 ペーパーレス会議の促進

①区長の公約等を踏まえた修正

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

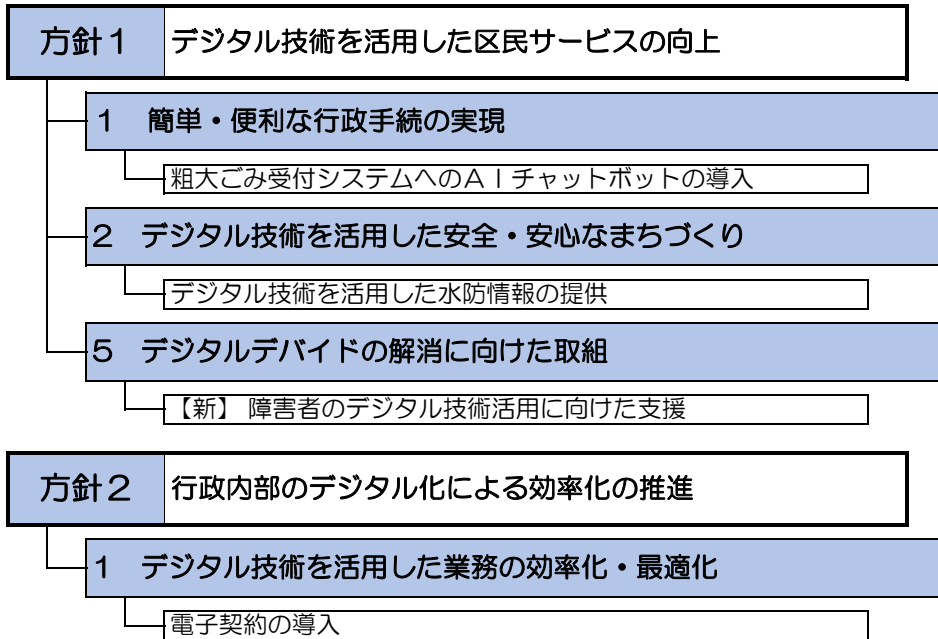
(4)福祉や医療・産業・教育等の充実に向けたデジタル化

現行	新規		
修正案	<p>デジタル技術を活用した遠隔手話の導入</p> <p>聴覚障害者が区役所等を訪れた際に、各窓口での円滑なコミュニケーションとよりスムーズな手続等を支援するため、端末等を利用して窓口対応ができる窓口通訳システムを導入し、聴覚障害者の窓口での利便性向上を図ります。</p>		<p>障害者生活支援課</p> <p>—</p>
	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容		<p>遠隔窓口手話システム 試験導入・結果検証 本格導入に向けての検討</p>	<p>遠隔窓口手話システム 本格導入</p>

**【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進
(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化**

現行	新規																									
修正案	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">ペーパーレス会議の促進</td> <td style="text-align: right;">情報管理課</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">総務課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">業務の効率化に向け、持ち運びしやすいパソコンの配備や、会議室への大型モニターなどの設置、また、デジタル化した資料が簡易に検索できる環境の整備などを通じて、会議のペーパーレス化を促進します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">4(2022)年度</td> <td style="text-align: center;">5(2023)年度</td> <td style="text-align: center;">6(2024)年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取組内容</td> <td></td> <td style="text-align: center;">ペーパーレス会議 促進</td> <td style="text-align: center;">ペーパーレス会議 促進</td> </tr> <tr> <td colspan="4">関連する計画</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(区政経営改革推進計画) 方針1 新たなデジタル技術を活用した業務の効率化</td> </tr> </table>	ペーパーレス会議の促進		情報管理課			総務課	業務の効率化に向け、持ち運びしやすいパソコンの配備や、会議室への大型モニターなどの設置、また、デジタル化した資料が簡易に検索できる環境の整備などを通じて、会議のペーパーレス化を促進します。			年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	取組内容		ペーパーレス会議 促進	ペーパーレス会議 促進	関連する計画				(区政経営改革推進計画) 方針1 新たなデジタル技術を活用した業務の効率化			
ペーパーレス会議の促進		情報管理課																								
		総務課																								
業務の効率化に向け、持ち運びしやすいパソコンの配備や、会議室への大型モニターなどの設置、また、デジタル化した資料が簡易に検索できる環境の整備などを通じて、会議のペーパーレス化を促進します。																										
年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度																							
取組内容		ペーパーレス会議 促進	ペーパーレス会議 促進																							
関連する計画																										
(区政経営改革推進計画) 方針1 新たなデジタル技術を活用した業務の効率化																										

②状況の変化等に伴う修正



②状況の変化等に伴う修正

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(1) 簡単・便利な行政手続の実現

現 行	粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入			杉並清掃事務所
	—			
	迅速かつ的確な回答と分かりやすく使いやすい申込手続を通じて、申込者などの利便性を高めるため、粗大ごみに関する質問を対話形式でやり取りできる、AIチャットボット ^{※1} を粗大ごみ受付システムに導入することを検討していきます。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入 検討	粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入 検討・運用	粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入 運用	
※1 AIチャットボット:AI(人工知能)を活用した自動会話プログラム				
修 正 案	粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入			杉並清掃事務所
	—			
	迅速かつ的確な回答と分かりやすく使いやすい申込手続を通じて、申込者などの利便性を高めるため、粗大ごみに関する質問を対話形式でやり取りできる、AIチャットボット ^{※1} を粗大ごみ受付システムに導入することを検討していきます。			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入 検討	粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入 運用	粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入 運用	
※1 AIチャットボット:AI(人工知能)を活用した自動会話プログラム				

**【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上
(2) デジタル技術を活用した安全・安心なまちづくり**

現 行	デジタル技術を活用した水防情報の提供			土木計画課
	杉並土木事務所			
	<p>水防情報システム^{※1}を改良し、取得した河川水位や雨量データをオープン化することで、水害対策につながる情報提供を行います。</p> <p>また、水害に備えるための知識の習得と理解度の向上を図るため、SNSによる動画教材を作成・配信します。</p> <p>併せて、河川水位のライブ映像を配信することができるIoT街路灯システム^{※2}を運用し、水害対策に対する区民意識の向上を図るとともに、現地の水害状況等を把握するためのカメラ等の設置について検討します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	水防情報システム改良 SNSを活用した水害知識の向上 検討 IoT街路灯システム運用	水防情報システム改良 SNSを活用した水害知識の向上 検討 IoT街路灯システム運用	水防情報システム改良 SNSを活用した水害知識の向上 検討 IoT街路灯システム運用
	関連する計画			
	(実行計画) 施策1 総合的な水害対策の推進			
	<p>※1 水防情報システム: 区が管理する雨量計・河川水位計の観測装置のシステム</p> <p>※2 IoT街路灯システム: インターネットにつながった街路灯に設置したカメラやセンサーなどを管理するシステム</p>			
	デジタル技術を活用した水防情報の提供			土木計画課
	杉並土木事務所			
<p>水防情報システム^{※1}を改良し、取得した河川水位や雨量データをオープン化することで、水害対策につながる情報提供を行います。</p> <p>また、水害に備えるための知識の習得と理解度の向上を図るため、SNSによる動画教材を作成・配信します。</p> <p>併せて、河川水位のライブ映像を配信することができるIoT街路灯システム^{※2}を運用し、水害対策に対する区民意識の向上を図るとともに、現地の水害状況等を把握するためのカメラ等の設置について検討します。</p>				
年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度	
取組内容	水防情報システム改良 SNSを活用した水害知識の向上 検討 IoT街路灯システム運用	水防情報システム改良 SNSを活用した水害知識の向上 運用 IoT街路灯システム運用	水防情報システム改良 SNSを活用した水害知識の向上 運用 IoT街路灯システム運用	
関連する計画				
(実行計画) 施策1 総合的な水害対策の推進				
<p>※1 水防情報システム: 区が管理する雨量計・河川水位計の観測装置のシステム</p> <p>※2 IoT街路灯システム: インターネットにつながった街路灯に設置したカメラやセンサーなどを管理するシステム</p>				
修 正 案	デジタル技術を活用した水防情報の提供			土木計画課
	杉並土木事務所			
	<p>水防情報システム^{※1}を改良し、取得した河川水位や雨量データをオープン化することで、水害対策につながる情報提供を行います。</p> <p>また、水害に備えるための知識の習得と理解度の向上を図るため、SNSによる動画教材を作成・配信します。</p> <p>併せて、河川水位のライブ映像を配信することができるIoT街路灯システム^{※2}を運用し、水害対策に対する区民意識の向上を図るとともに、現地の水害状況等を把握するためのカメラ等の設置について検討します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容	水防情報システム改良 SNSを活用した水害知識の向上 検討 IoT街路灯システム運用	水防情報システム改良 SNSを活用した水害知識の向上 運用 IoT街路灯システム運用	水防情報システム改良 SNSを活用した水害知識の向上 運用 IoT街路灯システム運用
	関連する計画			
	(実行計画) 施策1 総合的な水害対策の推進			
	<p>※1 水防情報システム: 区が管理する雨量計・河川水位計の観測装置のシステム</p> <p>※2 IoT街路灯システム: インターネットにつながった街路灯に設置したカメラやセンサーなどを管理するシステム</p>			

**【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上
(5) デジタルデバイドの解消に向けた取組**

現 行	新規			
修 正 案	<p>障害者のデジタル技術活用に向けた支援</p>		<p style="text-align: right;">障害者施策課</p> <p style="text-align: right;">障害者生活支援課</p>	
	<p>視覚障害や聴覚障害など情報を得にくい障害者に対して、障害特性に応じた講座の開催等のきめ細かい支援を行い、デジタル技術の活用による情報収集を支援します。また、パソコン教室の開催や東京都が企画するデジタル機器利用に関する体験会・相談会事業等も活用しながら、障害者のデジタルデバイス対策を推進します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
	取組内容		<p>障害者向けデジタル機器利用促進講座等 実施</p>	<p>障害者向けデジタル機器利用促進講座等 実施</p>

**【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進
(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化**

現 行	電子契約の導入			経理課
	—			
	<p>契約締結に係る手続の効率化を図るため、電子署名と電子証明書の技術を活用した電子契約の導入に向けた検討を進めます。検討に際しては、東京電子自治体共同運営電子調達サービス^{※1}における機能追加への対応などを注視します。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	電子契約の導入 検討	電子契約の導入 検討	電子契約の導入 検討	
<p>※1 東京電子自治体共同運営電子調達サービス: 都内区市町村等が共同で運営する入札参加資格審査受付、入札情報の提供、電子入札を提供するサービス</p>				
修 正 案	電子契約の導入			経理課
	—			
	<p>契約締結に係る手続の効率化を図るため、電子署名と電子証明書の技術を活用した電子契約の導入に向けた検討を踏まえ、実施します。実施に際しては、東京電子自治体共同運営電子調達サービス^{※1}における機能追加への対応を図ります。</p>			
	年度	4(2022)年度	5(2023)年度	6(2024)年度
取組内容	電子契約の導入 検討	電子契約の導入 検討	電子契約の導入 実施	
<p>※1 東京電子自治体共同運営電子調達サービス: 都内区市町村等が共同で運営する入札参加資格審査受付、入札情報の提供、電子入札を提供するサービス</p>				

杉並区立施設再編整備計画（第2期）

・第1次実施プラン

令和4（2022）年度～令和6（2024）年度

一部修正の基本的な考え方

令和4年度（2022年度）における杉並区立施設再編整備計画（第2期）の一部修正は、以下の考え方に基づき行います。

① 区長の公約等を踏まえた修正

児童館・ゆうゆう館等の再編整備については、区長公約等を踏まえ、これまでの取組の検証等を行い、新たな方針等を決定する予定です。このため、第1次実施プランにおいて計画化した児童館・ゆうゆう館等に関する事業については、新たな方針等を決定するまでの間、原則として事業を一旦休止（※）します（【表1】）。

なお、緊急性の高い行政課題への対応や取組の進捗状況等により現段階で休止することが困難な事業については、計画どおり又は取組の一部を修正した上で進めていきます（【表2】）。

※第1次実施プランの事業を一旦休止することを示すものであり、各事業の再開・修正・廃止等については、令和5年度（2023年度）の計画改定や令和6年度（2024年度）以降の一部修正等において改めて計画に反映します。

② 状況の変化等に伴う修正

第1次実施プランにおいて計画化した取組について、この間の進捗状況等を踏まえてスケジュール等に変更がある場合のほか、新たに取組を計画化するなど、取組を修正する必要が生じた場合、計画に反映します。

【表1】施設再編の取組を一旦休止する事業

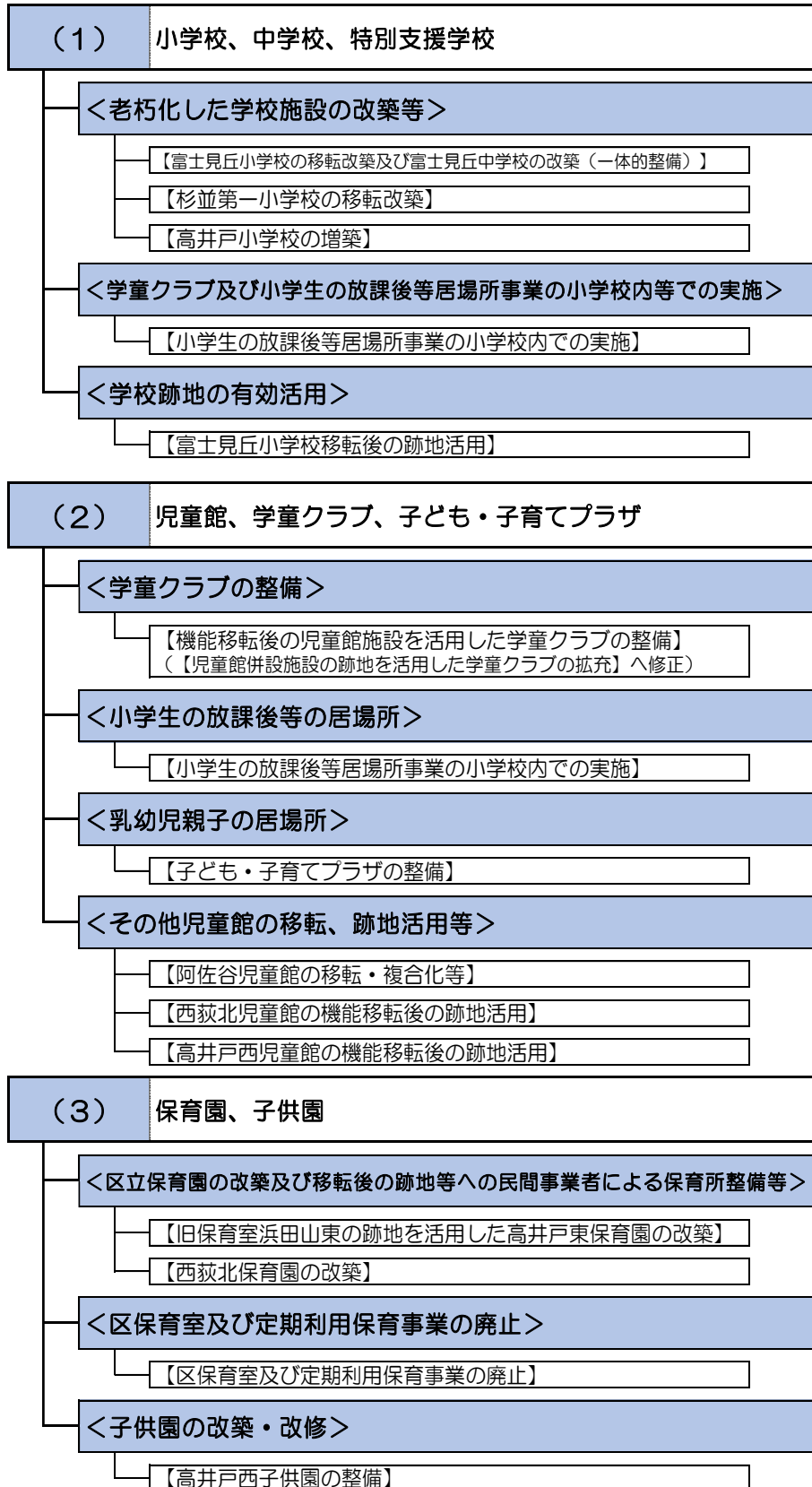
施設名	事業の概要
高井戸西児童館 ゆうゆう高井戸西館	○高井戸西児童館とゆうゆう高井戸西館の建物を解体して（仮称）コミュニティふらっと高井戸西を整備する取組及び同施設へのゆうゆう高井戸西館の機能継承に向けた取組は一旦休止する。
高井戸児童館	○高井戸児童館を（仮称）子ども・子育てプラザ高井戸へ転用する取組は一旦休止する。
阿佐谷児童館	○杉並第一小学校移転改築後の小学生の居場所の機能の小学校内への移転や、阿佐谷児童館を（仮称）子ども・子育てプラザ阿佐谷へ転用する取組は一旦休止する。
ゆうゆう高井戸東館 浜田山会館	○浜田山会館の（仮称）コミュニティふらっと浜田山への転用及び同施設へのゆうゆう高井戸東館の機能継承に向けた取組は一旦休止する。 ※これに合わせて、ゆうゆう高井戸東館に併設する高井戸東保育園の改築の取組も一旦休止する。
ゆうゆう上荻窪館 ゆうゆう西荻北館	○上荻窪会議室等跡地へ（仮称）コミュニティふらっと上荻窪を整備する取組及び同施設へのゆうゆう上荻窪館とゆうゆう西荻北館の機能継承に向けた取組は一旦休止する。 ※これに合わせて、ゆうゆう西荻北館に併設する西荻北保育園の改築の取組も一旦休止する。
旧宮前自転車集積所	○高井戸西子供園の改築及び高井戸西子供園改築時の仮園舎を（仮称）子ども・子育てプラザ宮前に転用する取組は一旦休止する。

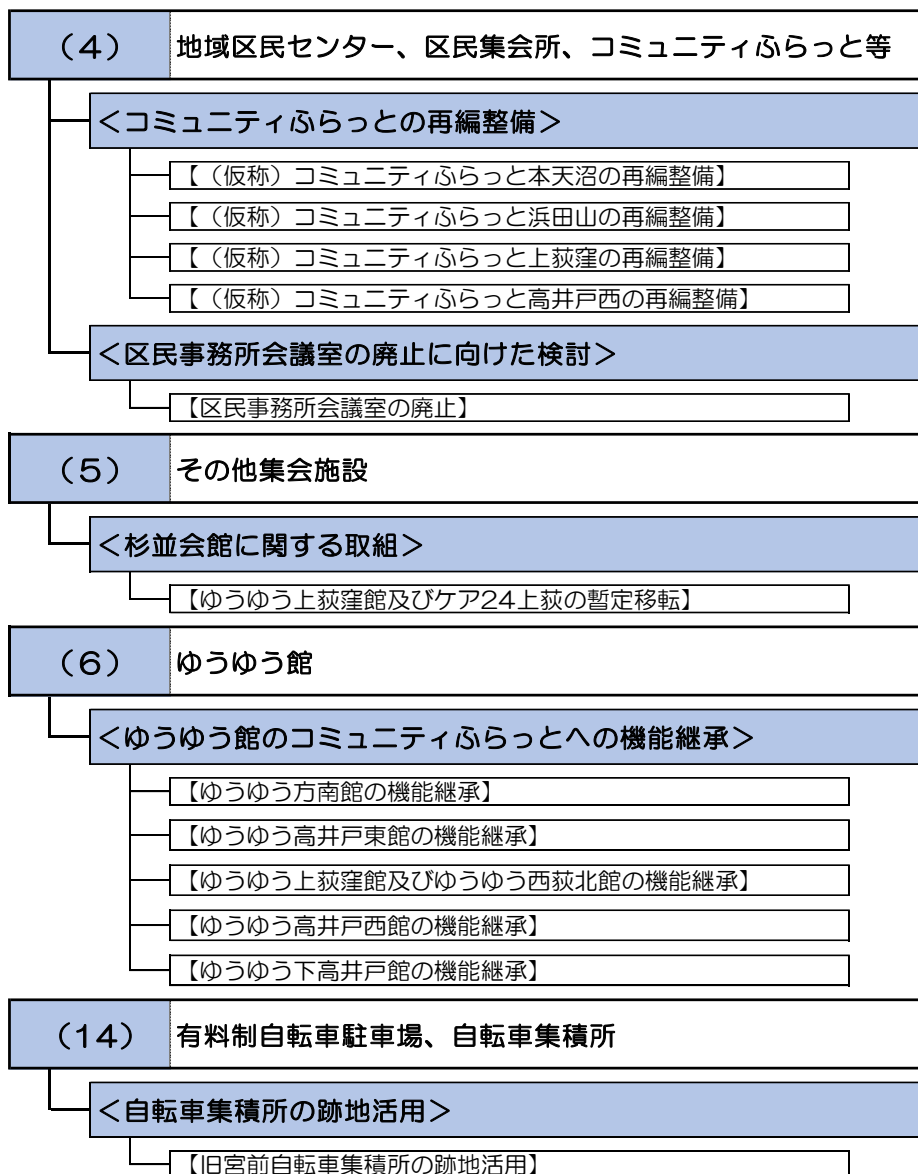
【表2】計画どおり又は一部修正して実施する事業

施設名	事業の概要、理由及び関連事項
下高井戸児童館	<p><事業の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 下高井戸児童館の小学生の居場所の機能を移転し、高井戸第三小学校内で放課後等居場所事業を実施するとともに、機能移転後の児童館施設を（仮称）子ども・子育てプラザ下高井戸に転用する。 <p><理由及び関連事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 7地域に各2か所（計14か所）整備を予定している子ども・子育てプラザが唯一、未整備となっている高井戸地域への令和5年度（2023年度）中の整備を推進するに当たり、既に設計を進めているため。
方南児童館 ゆうゆう方南館 方南区民集会所	<p><事業の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 方南区民集会所の転用により（仮称）コミュニティふらっと方南を整備し、方南区民集会所、ゆうゆう方南館を機能継承する。 ゆうゆう方南館跡地を活用して方南学童クラブを拡充し、方南児童館は当面、存置する。 <p><理由及び関連事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ゆうゆう方南館跡地のスペースを学童クラブとして活用することにより、急増する方南学童クラブの需要に一定程度対応することができるため。また、放課後等居場所事業など、これまでの取組を検証し、今後のより良い子どもの居場所の方向性を検討することに伴い、当面、児童館を存置する必要があるため。
阿佐谷南児童館	<p><事業の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 阿佐谷南児童館の小学生の居場所の機能を移転し、杉並第七小学校内で放課後等居場所事業を実施する。 <p><理由及び関連事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度（2026年度）に開設予定の児童相談所の整備を推進するに当たり、阿佐谷南児童館等の建物を解体する必要があるため。

<p>ゆうゆう天沼館 本天沼区民集会所 天沼区民集会所</p>	<p><事業の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> • 本天沼区民集会所の転用により（仮称）コミュニティふらっと本天沼を整備し、本天沼区民集会所、天沼区民集会所、ゆうゆう天沼館を機能継承する。 • ゆうゆう天沼館機能継承後の跡地には、旧若杉小学校北校舎の保育所が移転する。 <p><理由及び関連事項></p> <ul style="list-style-type: none"> • ゆうゆう天沼館に併設する老朽化した天沼保育園の移転民営化について、移転先の施設整備や事業者選定、保護者周知などの取組が既に進められているため。また、跡地に整備する民設保育所の令和6年度（2024年度）末移転に向け、令和5年度（2023年度）中に既存建物を解体する必要があるため。 • 児童相談所の整備に合わせて、障害者施策課児童発達相談係を天沼区民集会所の跡地へ移転させる取組を進めていく必要があるため。
<p>ゆうゆう高円寺南館</p>	<p><事業の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> • （仮称）高円寺図書館等複合施設内に（仮称）コミュニティふらっと高円寺南を整備し、ゆうゆう高円寺南館を機能継承する。 <p><理由及び関連事項></p> <ul style="list-style-type: none"> • ゆうゆう高円寺南館の機能継承先である（仮称）高円寺図書館等複合施設の設計等が既に完了し、建設工事に着工する段階に進んでいるため。

① 区長の公約等を踏まえた修正（27 取組）





(1) 小学校、中学校、特別支援学校

39ページ 【富士見丘小学校の移転改築及び富士見丘中学校の改築（一体的整備）】

現行

○富士見丘小学校は、富士見丘中学校の隣地に令和5年度（2023年度）に移転改築する取組を進めています。また、富士見丘中学校については、富士見丘小学校との一体的な整備を進める考えから、小学校移転後の空いた校舎を仮校舎として活用して、現在の学校用地で改築します。

○なお、移転改築に当たっては、近隣の高井戸西児童館の学童クラブの機能及び小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内へ移転します。

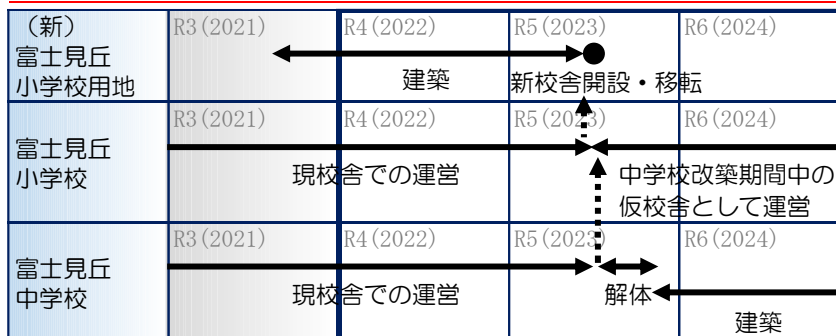


修正案

○富士見丘小学校は、富士見丘中学校の隣地に令和5年度（2023年度）に移転改築する取組を進めています。また、富士見丘中学校については、富士見丘小学校との一体的な整備を進める考えから、小学校移転後の空いた校舎を仮校舎として活用して、現在の学校用地で改築します。

○なお、移転改築に当たっては、近隣の高井戸西児童館の学童クラブの機能を小学校内に移転します。

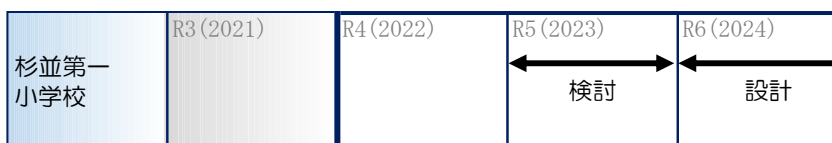
○また、高井戸西児童館の小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内に移転する計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。



現行

○杉並第一小学校は、阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりによる土地区画整理事業に基づき、近隣の総合病院の移転後の敷地に令和10年度（2028年度）に移転改築する予定です。これに向けて、令和6年度（2024年度）以降、移転改築に向けた新校舎等の設計を進めていきます。

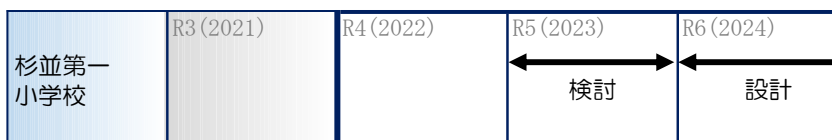
○なお、移転改築に当たっては、近隣の阿佐谷児童館の学童クラブの機能及び小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内へ移転します。



修正案

○杉並第一小学校は、阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりによる土地区画整理事業に基づき、近隣の総合病院の移転後の敷地に令和10年度（2028年度）に移転改築する予定です。これに向けて、令和6年度（2024年度）以降、移転改築に向けた新校舎等の設計を進めていきます。

○なお、移転改築に当たり近隣の阿佐谷児童館の学童クラブの機能及び小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内へ移転する計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。



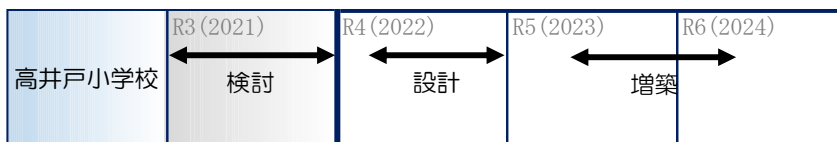
現行

- 児童の教育環境を向上させるため、不足している普通教室等の確保・充実を図る観点から、校舎を増築します。
- なお、増築に当たっては、高井戸学童クラブ（校内育成室）を整備するとともに、高井戸児童館の小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内に移転します。



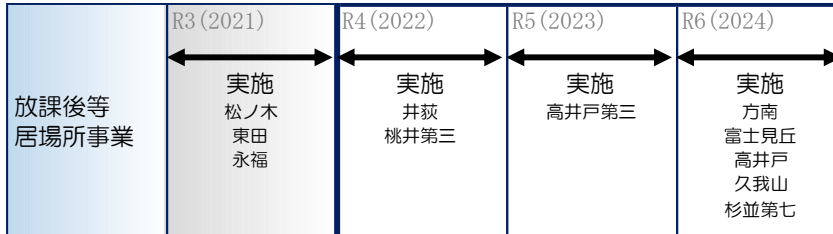
修正案

- 児童の教育環境を向上させるため、不足している普通教室等の確保・充実を図る観点から、校舎を増築します。
- 増築に当たっては、高井戸学童クラブ（校内育成室）を整備します。なお、高井戸児童館の小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内に移転する計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。



現行

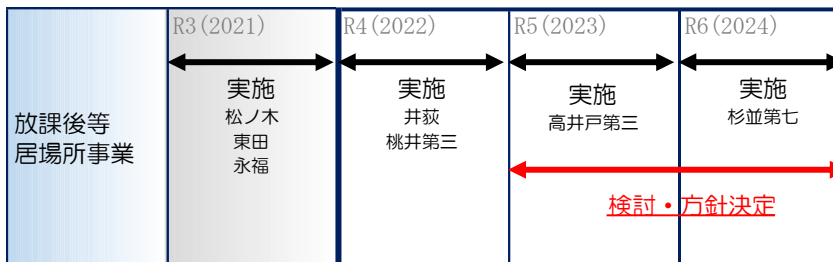
○放課後等の学校施設を活用した小学生の放課後等居場所事業については、新たに8校で実施していきます。



修正案

○放課後等の学校施設を活用した小学生の放課後等居場所事業については、令和4年度(2022年度)から6年度(2024年度)の3か年に4校で実施していきます。

○なお、方南小学校、富士見丘小学校、高井戸小学校、久我山小学校において実施する計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。



現行

○富士見丘小学校・富士見丘中学校の一体的な整備に当たり、富士見丘小学校が新校舎へ移転した後については、既存の校舎を富士見丘中学校の改築期間中の仮校舎として活用します。また、機能移転後の高井戸西児童館跡地に整備する（仮称）コミュニティふらっと高井戸西の工事期間中におけるゆうゆう高井戸西館の代替活動場所として活用します。

○小学校・中学校の一体的整備が完了した後の小学校跡地については、地域の意見・要望を丁寧に聴きながら、行政需要等も踏まえつつ、民間活力の導入も含め様々な角度から有効活用策を検討します。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
富士見丘 小学校 移転後の跡地	現校舎での小学校運営		中学校改築期間中の 仮校舎として運用	
				ゆうゆう 高井戸西館運用
		小学校跡地活用検討		

修正案

○富士見丘小学校・富士見丘中学校の一体的な整備に当たり、富士見丘小学校が新校舎へ移転した後については、既存の校舎を富士見丘中学校の改築期間中の仮校舎として活用します。

○なお、既存校舎を、機能移転後の高井戸西児童館跡地に整備する（仮称）コミュニティふらっと高井戸西の工事期間中におけるゆうゆう高井戸西館の代替活動場所とする計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえて今後の方針を決定することに伴い、これに合わせて検討します。

○小学校・中学校の一体的整備が完了した後の小学校跡地については、地域の意見・要望を丁寧に聴きながら、行政需要等も踏まえつつ、民間活力の導入も含め様々な角度から有効活用策を検討します。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
富士見丘 小学校 移転後の跡地	現校舎での小学校運営		中学校改築期間中の 仮校舎として運用	
			検討・方針決定	
		小学校跡地活用検討		

(2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ

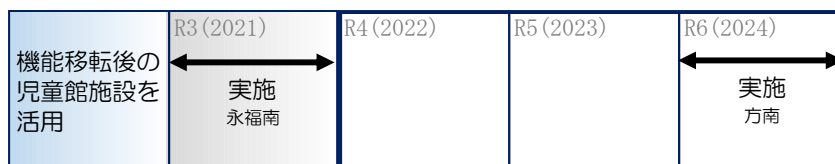
50ページ

【機能移転後の児童館施設を活用した学童クラブの整備】
 (【児童館併設施設の跡地を活用した学童クラブの**拡充**】へ修正)

現行

【機能移転後の児童館施設を活用した学童クラブの整備】

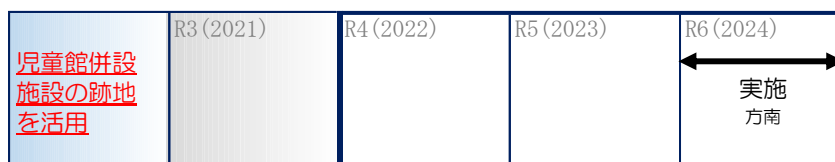
- 方南児童館については、小学生の放課後等の居場所の機能を方南小学校内に移転します。また、方南児童館に併設するゆうゆう方南館は、方南区民集会所を改修して転用する(仮称)コミュニティふらっと方南に機能継承します。
- 方南学童クラブについては、機能移転後の児童館施設及び機能継承後のゆうゆう方南館を活用して、受入枠を拡大します。
- このほかの児童館についても、学童クラブ需要に対応するため、児童館施設等の改修による学童クラブ受入枠の拡大にも引き続き取り組みます。



修正案

【児童館併設施設の跡地を活用した学童クラブの**拡充**】

- 方南児童館に併設するゆうゆう方南館跡地のスペースを活用して、方南学童クラブの受入枠を拡大します。なお、ゆうゆう方南館は、方南区民集会所を改修して転用する(仮称)コミュニティふらっと方南に機能継承します。
- このほかの児童館についても、学童クラブ需要に対応するため、児童館施設等の改修による学童クラブ受入枠の拡大にも引き続き取り組みます。



現行

○放課後等居場所事業の小学校内での実施については、校庭や教室などを活用し、第1次実施プランでは新たに8校で実施していきます。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
放課後等 居場所事業	実施 大宮(松ノ木) 成田(東田) 永福南(永福)	実施 善福寺(井荻) 西荻北(桃井第三)	実施 下高井戸 (高井戸第三)	実施 方南(方南) 高井戸西 (富士見丘) 高井戸 (高井戸・久我山) 阿佐谷南 (杉並第七)

※()内は、対応する小学校名。

修正案

○放課後等居場所事業の小学校内での実施については、校庭や教室などを活用し、令和4年度(2022年度)から6年度(2024年度)の3か年に4校で実施していきます。

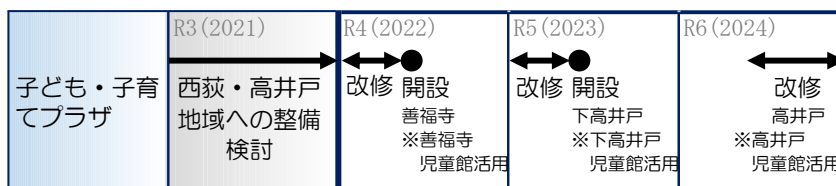
○なお、方南小学校、富士見丘小学校、高井戸小学校、久我山小学校において実施する計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
放課後等 居場所事業	実施 大宮(松ノ木) 成田(東田) 永福南(永福)	実施 善福寺(井荻) 西荻北(桃井第三)	実施 下高井戸 (高井戸第三)	実施 阿佐谷南 (杉並第七)
			← 検討・方針決定 →	

※()内は、対応する小学校名。

現行

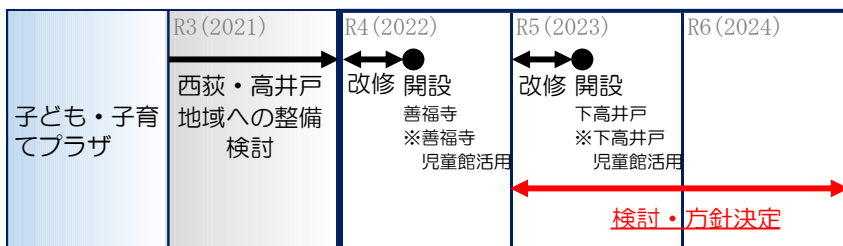
- 機能移転後の善福寺児童館施設を転用して、子ども・子育てプラザ善福寺を整備し、令和4年度（2022年度）中に開設します。
- 機能移転後の下高井戸児童館施設を転用して、（仮称）子ども・子育てプラザ下高井戸を整備し、令和5年度（2023年度）中に開設します。なお、下高井戸児童館との複合施設であるゆうゆう下高井戸館については、当面の間、現在の場所に存置し、子ども・子育てプラザとの複合施設としますが、将来的に近隣にコミュニティふらっとを整備する際に機能継承し、建物全体を子ども・子育てプラザとして拡充します。
- 機能移転後の高井戸児童館施設（併設施設を含む）を転用して、（仮称）子ども・子育てプラザ高井戸を整備する取組を、令和7年度（2025年度）の開設に向けて進めます。なお、同施設の一部は、高井戸学童クラブの校外育成室として活用します。
- 阿佐谷地域区民センターとの複合施設として移転改築する阿佐谷児童館については、杉並第一小学校の移転改築後、小学生の放課後等の居場所の機能を同小学校内に移転し、（仮称）子ども・子育てプラザ阿佐谷に転用することを見据えます。
- 高井戸西子供園の改築に当たり、旧宮前自転車集積所跡地に整備する仮園舎については、子供園の改築後、（仮称）子ども・子育てプラザ宮前に転用することを見据えます。



※（仮称）子ども・子育てプラザ阿佐谷及び（仮称）子ども・子育てプラザ宮前の整備については、令和4（2022）～6（2024）年度までの取組はありません。

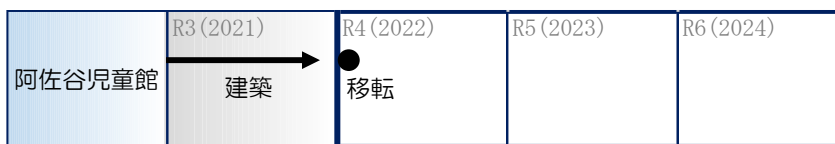
修正案

- 機能移転後の善福寺児童館施設を転用して、子ども・子育てプラザ善福寺を整備し、令和4年（2022年）9月に開設しました。
- 機能移転後の下高井戸児童館施設を転用して、（仮称）子ども・子育てプラザ下高井戸を整備し、令和5年度（2023年度）中に開設します。また、下高井戸児童館との複合施設であるゆうゆう下高井戸館については、当面の間、現在の場所に存置し、子ども・子育てプラザとの複合施設とします。
- 以下の取組については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。
 - ・ゆうゆう下高井戸館を将来的に近隣に整備するコミュニティふらっとに機能継承し、建物全体を（仮称）子ども・子育てプラザ下高井戸として拡充する取組
 - ・機能移転後の高井戸児童館施設（併設施設を含む）を、（仮称）子ども・子育てプラザ高井戸に転用する取組
 - ・阿佐谷児童館を、杉並第一小学校の移転改築に合わせて同小学校内に機能移転するとともに、機能移転後の阿佐谷児童館施設を（仮称）子ども・子育てプラザ阿佐谷に転用する取組
 - ・旧宮前自転車集積所跡地に整備を予定する高井戸西子供園の改築時の仮園舎を、（仮称）子ども・子育てプラザ宮前に転用する取組



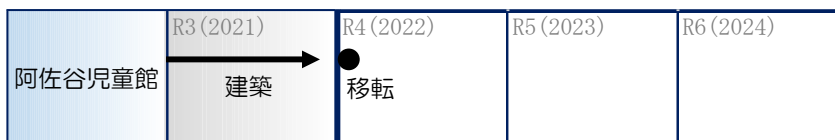
現行

○阿佐谷児童館は、阿佐谷地域区民センターとの複合施設として、令和4年度（2022年度）に新施設に移転改築します。なお、本施設については、杉並第一小学校の移転改築後、学童クラブの小学校内への移転や、同小学校内での小学生の放課後等居場所事業の実施を前提に、子ども・子育てプラザへの転用を見据えます。



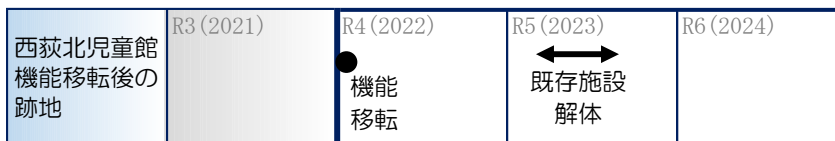
修正案

○阿佐谷児童館は、阿佐谷地域区民センターとの複合施設として、令和4年（2022年）4月に新施設に移転改築しました。なお、杉並第一小学校の移転改築後、学童クラブの小学校内への移転や、同小学校内での小学生の放課後等居場所事業の実施を前提に、機能移転後の児童館施設を子ども・子育てプラザへ転用する計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。



現行

○西荻北児童館については、近隣の桃井第三小学校内へ、令和4年度（2022年度）に学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所の機能を移転します。機能移転後の西荻北児童館施設は解体し、跡地には西荻北保育園の改築時の仮設園舎となる建物を整備します。

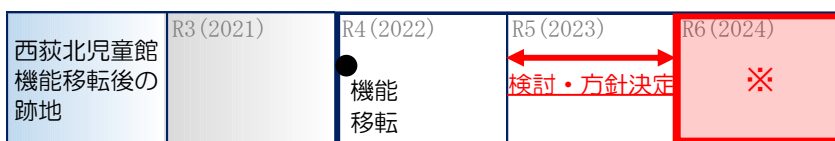


修正案

○西荻北児童館については、近隣の桃井第三小学校内へ、令和4年度（2022年度）に学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所の機能を移転しました。

○旧西荻北児童館跡地に西荻北保育園改築時の仮設園舎となる建物を整備する計画については、併設するゆうゆう西荻北館の再編整備について、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していく必要があることから、保育園の改築についてもこれに合わせて検討していきます。

○なお、旧西荻北児童館跡地には、西荻南区民集会所のスペースを活用して西荻区民事務所が移転したことに伴い、令和4年（2022年）7月から、同区民集会所が暫定移転しています。そのため、前記の保育園改築の検討と合わせて、西荻南区民集会所の移転先の確保についても取り組んでいきます。



※令和6年度（2024年度）以降の取組は、令和5年度（2023年度）の検討・方針決定を踏まえ、実施していきます。

現行

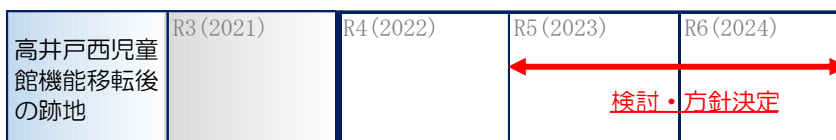
○高井戸西児童館については、近隣に移転改築する富士見丘小学校へ、令和6年度（2024年度）に学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所の機能を移転します。機能移転後の高井戸西児童館施設は解体し、（仮称）コミュニティふらっと高井戸西を整備します。



修正案

○高井戸西児童館については、近隣に移転改築する富士見丘小学校へ、令和6年度（2024年度）から学童クラブの機能を移転します。

○なお、小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内へ移転する取組及び機能移転後の高井戸西児童館（ゆうゆう高井戸西館併設）施設を解体して（仮称）コミュニティふらっと高井戸西を整備する計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。



(3) 保育園、子供園

59ページ

【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】

現行

- 高井戸東保育園は、旧保育室浜田山東跡地に仮設園舎を整備し、一時移転している間に現在の用地で改築します。
- 高井戸東保育園に併設するゆうゆう高井戸東館については、浜田山会館を転用して整備する（仮称）コミュニティふらっと浜田山に機能継承します。
- 仮設園舎用地として活用した旧保育室浜田山東跡地については、行政需要を踏まえ有効な活用策を今後検討します。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
旧保育室 浜田山東			←→ 解体	
				←→ 仮設園舎 設計・建築
高井戸東 保育園				← 設計

修正案

○旧保育室浜田山東跡地に仮設園舎を整備し、高井戸東保育園を現在の用地で改築する計画については、併設するゆうゆう高井戸東館の再編整備について、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していく必要があることから、保育園の改築についてもこれに合わせて検討していきます。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
旧保育室 浜田山東			←→ 検討・方針決定	※
高井戸東 保育園			←→ 検討・方針決定	※

※令和6年度（2024年度）以降の取組は、令和5年度（2023年度）の検討・方針決定を踏まえ、実施していきます。

現行

- 西荻北保育園は、機能移転後の西荻北児童館施設を解体後、保育園の仮設園舎を整備し、一時移転している間に現在の用地で改築します。
- 西荻北保育園に併設のゆうゆう西荻北館については、上荻窪会議室の廃止及びゆうゆう上荻窪館等が暫定移転した後の跡地に整備する（仮称）コミュニティふらっと上荻窪に機能継承します。
- 仮設園舎用地として活用した西荻北児童館跡地については、行政需要を踏まえ有効な活用策を今後検討します。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
西荻北児童館跡地 (仮設園舎)			↔ 既存施設 解体	

修正案

- 旧西荻北児童館跡地に仮設園舎を整備し、西荻北保育園を現在の用地で改築する計画については、併設するゆうゆう西荻北館の再編整備について、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していく必要があることから、保育園の改築についてもこれに合わせて検討していきます。
- 西荻南区民集会所のスペースを活用して西荻区民事務所が移転したことに伴い、旧西荻北児童館跡地には、令和4年（2022年）7月から、同区民集会所が暫定移転しています。そのため、前記の保育園改築の検討と合わせて、西荻南区民集会所の移転先の確保についても取り組んでいきます。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
西荻北児童館跡地 (仮設園舎)			↔ 検討・方針決定	※

※令和6年度（2024年度）以降の取組は、令和5年度（2023年度）の検討・方針決定を踏まえ、実施していきます。

現行

○区保育室及び定期利用保育事業については、本年4月に「待機児童ゼロ」を4年連続で実現し、認可保育所の整備も進んできたことから、今後の「待機児童ゼロ」の継続に影響を及ぼさないことを前提に、令和6年度（2024年度）末までに全て廃止します。

○廃止後の跡地については、次のとおり有効活用を図るほか、施設の状況に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます。

施設名	廃止時期	廃止後の跡地活用
保育室高円寺第二	令和3年度（2021年度）末	会議、展示等を行う多目的な事業用スペース及び併設する高円寺駅前図書サービスコーナーの図書資料保管場所
保育室堀ノ内		（仮称）荻外荘公園整備期間中の文化財保管場所
定期利用保育施設高井戸北		（仮称）子ども・子育てプラザ高井戸（機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備）
定期利用保育施設高井戸		高齢者活動支援センターの機能回復訓練室
定期利用保育施設久我山東	令和5年（2023年）2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	都市計画公園（隣接する富士見丘北公園及び遊び場 113 番と合わせて整備）

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
保育室	● 廃止 荻窪第三 高円寺第二 堀ノ内	● 廃止 上井草西 南阿佐ヶ谷	● 廃止 下井草北 荻窪第四 高円寺	● 廃止 若杉
定期利用 保育事業	● 廃止 善福寺 和田堀 高井戸北 高井戸	● 廃止 久我山東※ 下井草 南阿佐ヶ谷第二	※令和5年（2023年）2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	

修正案

○区保育室及び定期利用保育事業については、令和3年4月に「待機児童ゼロ」を4年連続で実現し、認可保育所の整備も進んできたことから、今後の「待機児童ゼロ」の継続に影響を及ぼさないことを前提に、令和6年度（2024年度）末までに全て廃止します。

○廃止後の跡地については、次のとおり有効活用を図るほか、施設の状態に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます。

○なお、定期利用保育施設高井戸北跡地を活用して、併設する高井戸児童館と合わせて（仮称）子ども・子育てプラザ高井戸を整備する計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。

施設名	廃止時期	廃止後の跡地活用
保育室高円寺第二	令和3年度（2021年度）末	会議、展示等を行う多目的な事業用スペース及び併設する高円寺駅前図書サービスコーナーの図書資料保管場所
保育室堀ノ内		（仮称）荻外荘公園整備期間中の文化財保管場所
定期利用保育施設和田堀		新型コロナウイルスワクチン接種関係資料等保管場所
定期利用保育施設高井戸		高齢者活動支援センターの機能回復訓練室
保育室上井草西	令和4年度（2022年度）末	（仮称）コミュニティふらっと本天沼及び（仮称）コミュニティふらっと方南整備期間中の物品保管場所
定期利用保育施設久我山東	令和5年（2023年）2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	都市計画公園（隣接する富士見丘北公園及び遊び場113番と合わせて整備）

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
保育室	● 廃止 荻窪第三 高円寺第二 堀ノ内	● 廃止 上井草西 南阿佐ヶ谷	● 廃止 下井草北 荻窪第四 高円寺	● 廃止 若杉
定期利用 保育事業	● 廃止 善福寺 和田堀 高井戸北 高井戸	● 廃止 久我山東※ 下井草 南阿佐ヶ谷第二	※令和5年（2023年）2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	

現行

- 高井戸西子供園は、旧宮前自転車集積所の跡地を活用して仮園舎を整備し、一時移転している間に現在の用地で改築します。
- 仮園舎の建物については、高井戸西子供園の改築期間中の仮園舎活用が終了後、(仮称)子ども・子育てプラザ宮前への転用を見据えます。
- 高井戸西子供園の仮園舎の整備を開始するまでの期間については、当該集積所跡地を遊び場として活用します。

旧宮前自転車集積所跡地	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
		← 仮園舎設計 →		← 仮園舎建築
高井戸西子供園	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
				← 設計

修正案

- 旧宮前自転車集積場跡地に仮園舎を整備し、高井戸西子供園を現在の用地で改築するとともに、仮園舎活用後の建物を(仮称)子ども・子育てプラザ宮前へ転用する計画については、子ども・子育てプラザの整備に係る今後の方針を、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所の検討等を踏まえて決定することに伴い、子供園の改築についてもこれに合わせて検討します。
- 上記の検討等を踏まえて、当該集積所跡地については、跡地活用を開始するまでの期間、遊び場として暫定的に活用します。

旧宮前自転車集積所跡地	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
			← 検討・方針決定 →	
高井戸西子供園	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
			← 検討・方針決定 →	

(4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等

65ページ

【(仮称) コミュニティふらっと本天沼の再編整備】

現行

- 本天沼区民集会所を、増築・改修して、(仮称) コミュニティふらっと本天沼に転用し、令和6年度(2024年度)に開設します。
- 天沼区民集会所は、この地域にコミュニティふらっとが整備されることや、在宅医療・生活支援センターや基幹相談支援センターなどとの連携によりウェルファーム杉並の福祉の相談機能を強化するなどの観点から、区立児童相談所の整備開始時期に合わせ、令和5年度(2023年度)末に未就学児を中心とした発達の特長相談を行う障害者施策課児童発達相談係の移転先等として転用します。
- 本施設には、本天沼区民集会所、天沼区民集会所及びゆうゆう天沼館を機能継承します。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
(仮称) コミュニティ ふらっと 本天沼		←設計→	←増築・改修→	●開設
天沼 区民集会所		←設計→	←改修→	●児童発達相談係 等開設

修正案

- 本天沼区民集会所を、増築・改修して、(仮称)コミュニティふらっと本天沼に転用し、令和6年度(2024年度)に開設します。
- 天沼区民集会所は、この地域にコミュニティふらっとが整備されることや、在宅医療・生活支援センターや基幹相談支援センターなどとの連携によりウェルファーム杉並の福祉の相談機能を強化するなどの観点から、区立児童相談所の整備開始時期に合わせ、令和5年度(2023年度)末に未就学児を中心とした発達の専門相談を行う障害者施策課児童発達相談係の移転先等として転用します。
- 本施設には、本天沼区民集会所、天沼区民集会所及びゆうゆう天沼館を機能継承します。

(仮称) コミュニティ ふらっと 本天沼	R3(2021)	R4(2022) ← 設計 →	R5(2023) ← 増築・改修 →	R6(2024) ● 開設
天沼 区民集会所	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023) ← 設計 →	R6(2024) ● 児童発達相談係 等開設

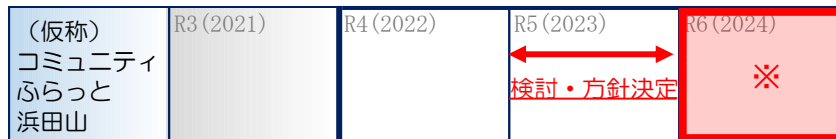
現行

- 浜田山会館を改修して、(仮称) コミュニティふらっと浜田山に転用し、令和7年度(2025年度)に開設します。なお、転用に当たり、浜田山会館に併設するケア24 浜田山については、移転先を検討します。
- 本施設には、浜田山会館及びゆうゆう高井戸東館を機能継承します。



修正案

- 浜田山会館を改修して、(仮称) コミュニティふらっと浜田山に転用し、浜田山会館及びゆうゆう高井戸東館の機能を継承する計画については、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。



※令和6年度(2024年度)以降の取組は、令和5年度(2023年度)の検討・方針決定を踏まえ、実施していきます。

現行

○老朽化した上荻窪会議室等の建物を解体し、令和8年度（2026年度）の開設に向け、(仮称) コミュニティふらっと上荻窪を整備します。なお、上荻窪会議室は令和4年（2022年）12月をもって廃止するとともに、併設するゆうゆう上荻窪館は同コミュニティふらっとが整備されるまでの間、一時的に、また、ケア24上荻については暫定的に、それぞれ杉並会館内に移転します。

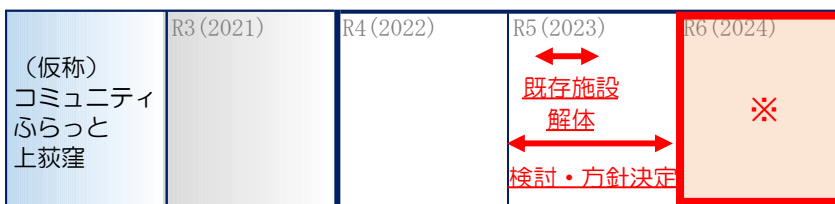
○本施設には、ゆうゆう上荻窪館及びゆうゆう西荻北館を機能継承します。



修正案

○老朽化した上荻窪会議室については、令和4年（2022年）12月をもって廃止し、建物を解体します。また、同施設に併設するゆうゆう上荻窪館及びケア24上荻については、暫定的に杉並会館内に移転します。

○上荻窪会議室等跡地に(仮称) コミュニティふらっと上荻窪を整備して、ゆうゆう上荻窪館及びゆうゆう西荻北館を機能継承する計画については、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。



※令和6年度（2024年度）以降の取組は、令和5年度（2023年度）の検討・方針決定を踏まえ、実施していきます。

現行

○小学校内への機能移転後の高井戸西児童館及び併設するゆうゆう高井戸西館の建物を解体し、令和9年度（2027年度）の開設に向け、(仮称) コミュニティふらっと高井戸西を整備します。

○本施設には、ゆうゆう高井戸西館を機能継承します。



修正案

○小学校内への機能移転後の高井戸西児童館及び併設するゆうゆう高井戸西館の建物を解体し、(仮称) コミュニティふらっと高井戸西を整備して、ゆうゆう高井戸西館を機能継承する計画については、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。



現行

○次の区民事務所会議室については、近隣のコミュニティふらっと等で町会や青少年育成委員会等の代替活動場所を確保した上で廃止します。また、廃止後の跡地については、施設の状況に応じて有効活用策を検討します。

会議室名	廃止時期	廃止後の跡地活用
成田会議室	令和3年度（2021年度）末	文書倉庫として活用
上荻窪会議室	令和4年（2022年）12月末	（仮称）コミュニティふらっと上荻窪整備
上井草会議室	令和4年度（2022年度）末	施設の状況に応じて有効活用策を検討
和田会議室		
高円寺中央会議室	令和6年度（2024年度）末	

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
区民事務所 会議室	● 廃止 (成田)	● ● 廃止 廃止 (上荻窪) (上井草・和田)		● 廃止 (高円寺中央)

修正案

○次の区民事務所会議室については、近隣のコミュニティふらっと等で町会や青少年育成委員会等の代替活動場所を確保した上で廃止します。また、廃止後の跡地については、施設の状況に応じて有効活用策を検討します。

会議室名	廃止時期	廃止後の跡地活用
成田会議室	令和3年度（2021年度）末	文書倉庫として活用
上井草会議室	令和4年度（2022年度）末	（仮称）コミュニティふらっと本天沼及び（仮称）コミュニティふらっと方南整備期間中の物品保管場所として活用
和田会議室		郷土博物館の文化財保管場所として活用
高円寺中央会議室	令和6年度（2024年度）末	施設の状況に応じて有効活用策を検討

○なお、上荻窪会議室については、令和4年（2022年）12月をもって廃止し、建物を解体します。また、跡地に（仮称）コミュニティふらっと上荻窪を整備する計画については、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
区民事務所 会議室	● 廃止 (成田)	● ● 廃止 廃止 (上荻窪) (上井草・和田)		● 廃止 (高円寺中央)

(5) その他集会施設

70ページ

【ゆうゆう上荻窪館及びケア 24 上荻の暫定移転】

現行

○杉並会館内の集会室は廃止し、近隣の上荻窪会議室等用地への（仮称）コミュニティふらっと上荻窪の整備を進めるため、同会議室に併設するゆうゆう上荻窪館の一時移転先として活用します。

○また、施設内スペースを改修して、ケア 24 上荻を暫定的に移転します。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
杉並会館 集会室等		←改修←	ゆうゆう館、ケア24運用	

修正案

○杉並会館内の集会室は廃止し、老朽化により建物を解体する近隣のゆうゆう上荻窪館の暫定移転先として活用します。

○また、施設内スペースを改修して、ケア 24 上荻を暫定的に移転します。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
杉並会館 集会室等		←改修←	ゆうゆう館、ケア24運用	

(6) ゆうゆう館

73ページ

【ゆうゆう方南館の機能継承】

現行

○ゆうゆう方南館については、令和5年度（2023年度）中に近隣の方南区民集会所を改修して整備する、（仮称）コミュニティふらっと方南に機能継承します。

○ゆうゆう方南館の跡地については、併設する方南児童館のスペースと合わせて、方南学童クラブに転用し、学童クラブの受入枠を拡大します。なお、学童クラブへの転用に当たり、コミュニティふらっとへの機能継承に先行してゆうゆう館のスペースを改修する必要があることから、ゆうゆう方南館は、令和5年（2023年）10月から12月末までの間、休館した上で機能継承します。



修正案

○ゆうゆう方南館については、令和5年度（2023年度）中に近隣の方南区民集会所を改修して整備する、（仮称）コミュニティふらっと方南に機能継承します。

○ゆうゆう方南館の跡地については、方南学童クラブに転用し、学童クラブの受入枠を拡大します。なお、学童クラブへの転用に当たり、コミュニティふらっとへの機能継承に先行してゆうゆう館のスペースを改修する必要があることから、ゆうゆう方南館は、令和5年（2023年）12月から1か月間程度休館した上で機能継承します。



現行

- ゆうゆう高井戸東館については、浜田山会館を改修し、令和7年度（2025年度）の開設に向けて整備する（仮称）コミュニティふらっと浜田山に機能継承します。
- ゆうゆう高井戸東館の跡地については、併設する高井戸東保育園部分を含めた建物を解体し、同保育園を現在の用地で改築します。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
ゆうゆう高井戸東館				機能継承 (R7~)

修正案

- ゆうゆう高井戸東館を浜田山会館を改修して整備する（仮称）コミュニティふらっと浜田山に機能継承する計画については、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
ゆうゆう高井戸東館			検討・方針決定	※

※令和6年度（2024年度）以降の取組は、令和5年度（2023年度）の検討・方針決定を踏まえ、実施していきます。

現行

- ゆうゆう上荻窪館及びゆうゆう西荻北館については、現在のゆうゆう上荻窪館が設置されている上荻窪会議室等の建物を解体して同敷地に令和8年度（2026年度）の開設に向けて整備する（仮称）コミュニティふらっと上荻窪に機能継承します。なお、同コミュニティふらっとを整備するための工事期間中においては、ゆうゆう上荻窪館は令和5年（2023年）1月から杉並会館内に暫定的に移転します。
- ゆうゆう西荻北館の跡地については、併設する西荻北保育園部分を含めた建物を解体し、同保育園を現在の用地で改築します。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
ゆうゆう上荻窪館		● 移転	←→ 解体	← 建築
杉並会館	R3(2021)	R4(2022)	ゆうゆう上荻窪館運営	

※ゆうゆう西荻北館については、令和4（2022）～6（2024）年度までの取組はありません。

修正案

- ゆうゆう上荻窪館及びゆうゆう西荻北館を上荻窪会議室及びゆうゆう上荻窪館等の跡地に整備する（仮称）コミュニティふらっと上荻窪に機能継承する計画については、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。
- なお、ゆうゆう上荻窪館については、現在の建物の解体に伴い、令和5年（2023年）1月から杉並会館内に暫定的に移転します。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
ゆうゆう上荻窪館		● 移転	←→ 解体	※
杉並会館	R3(2021)	R4(2022)	ゆうゆう上荻窪館運営	

※令和6年度（2024年度）以降の取組は、令和5年度（2023年度）の検討・方針決定を踏まえ、実施していきます。

現行

- ゆうゆう高井戸西館については、併設する高井戸西児童館の小学校内への機能移転に合わせて、建物全体を解体し、令和9年度（2027年度）の開設に向けて整備する（仮称）コミュニティふらっと高井戸西に機能継承します。
- 工事期間中においては、富士見丘小学校が新校舎に移転した後の旧校舎を代替活動場所として活用します。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
ゆうゆう高井戸西館				● 廃止 ← 解体
富士見丘小学校 移転後の跡地				← ゆうゆう館 代替事業 実施

修正案

- ゆうゆう高井戸西館を併設する高井戸西児童館の跡地に整備する、（仮称）コミュニティふらっと高井戸西に機能継承する計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
ゆうゆう高井戸西館			← 検討・方針決定 →	
富士見丘小学校 移転後の跡地			← 検討・方針決定 →	

現行

○ゆうゆう下高井戸館に複合化している下高井戸児童館は、令和5年度（2023年度）中に子ども・子育てプラザに転用します。

○ゆうゆう下高井戸館については、当面、子ども・子育てプラザとの複合施設として存置し、将来的に近隣にコミュニティふらっとを整備する際、機能継承することとします。

※ゆうゆう下高井戸館については、令和4（2022）～6（2024）年度までの取組はありません。

修正案

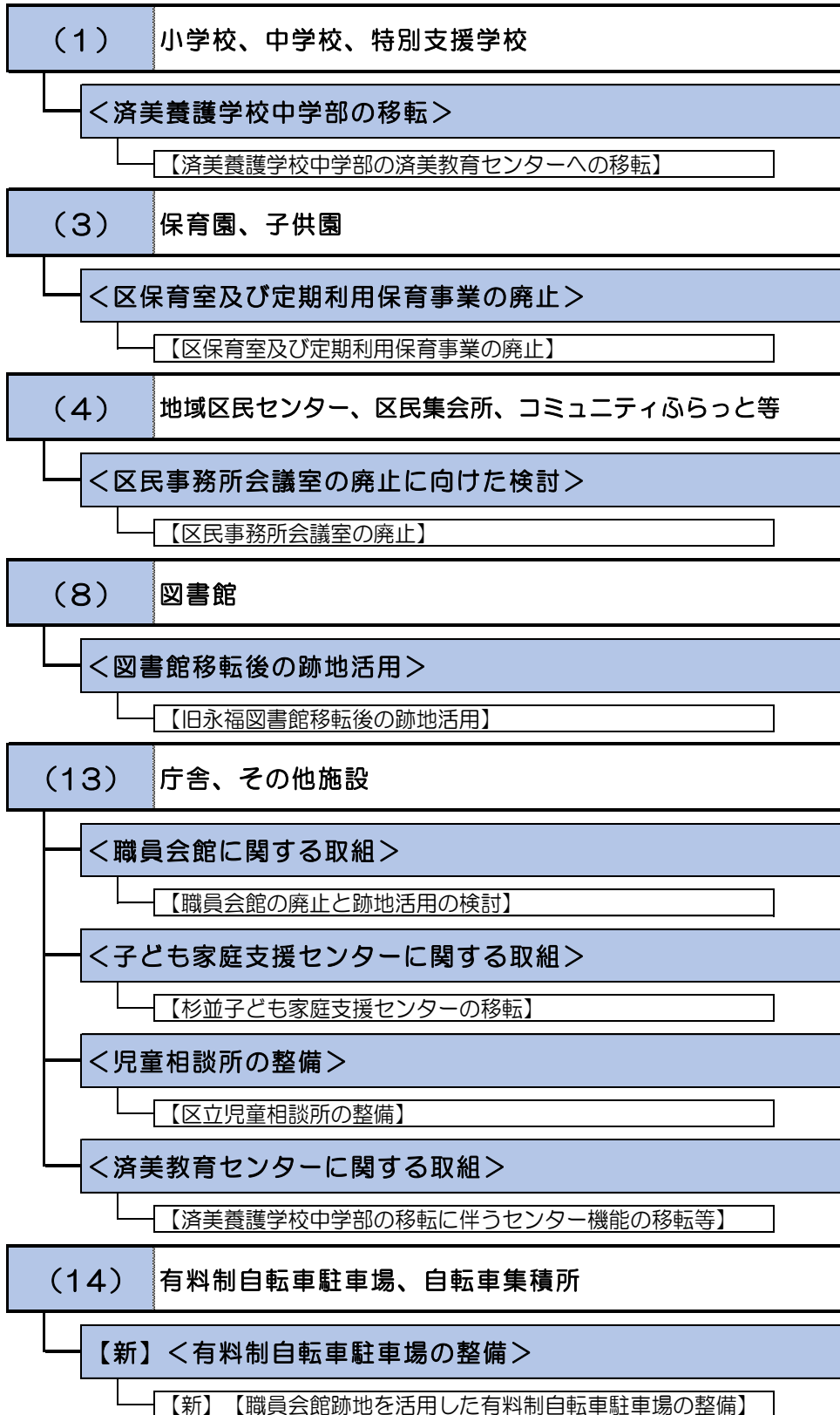
○ゆうゆう下高井戸館に複合化している下高井戸児童館は、令和5年度（2023年度）中に（仮称）子ども・子育てプラザ下高井戸に転用します。

○ゆうゆう下高井戸館については、当面、（仮称）子ども・子育てプラザ下高井戸との複合施設として存置します。なお、将来的に近隣にコミュニティふらっとを整備する際、同ゆうゆう館の機能を継承する計画については、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。

(14) 有料制自転車駐車場、自転車集積所

101 ページ	【旧宮前自転車集積所の跡地活用】			
現行				
<p>○旧宮前自転車集積所については、老朽化した高井戸西子供園を現地にて改築するに当たり、仮園舎の用地として活用します。なお、仮園舎の整備を開始するまでの期間については、遊び場として活用します。</p> <p>○仮園舎の建物については、高井戸西子供園の改築期間中の仮園舎活用が終了後、(仮称)子ども・子育てプラザ宮前への転用を見据えます。</p>				
旧宮前自転車集積所	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
		← 仮園舎設計 →		← 仮園舎建築
修正案				
<p><u>○旧宮前自転車集積所跡地に仮園舎を整備し、高井戸西子供園を現在の用地で改築するとともに、仮園舎活用後の建物を(仮称)子ども・子育てプラザ宮前へ転用する計画については、子ども・子育てプラザの整備に係る今後の方針を、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所の検討等を踏まえて決定することに伴い、子供園の改築についてもこれに合わせて検討します。</u></p> <p><u>○上記の検討等を踏まえて、当該集積所跡地については、跡地活用を開始するまでの期間、遊び場として暫定的に活用します。</u></p>				
旧宮前自転車集積所	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
		← 検討・方針決定 →		

② 状況の変化等に伴う修正（9取組）



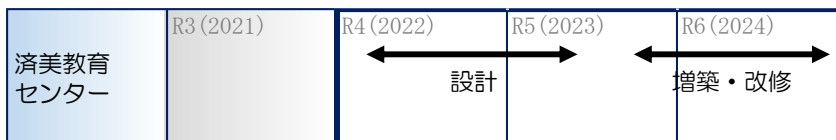
(1) 小学校、中学校、特別支援学校

41ページ

【済美養護学校中学部の済美教育センターへの移転】

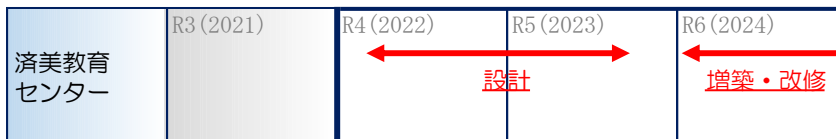
現行

○特別な支援を必要とする児童・生徒数は増加しており、今後も増加することが見込まれています。これまで、校舎の増築等により対応してきましたが、これ以上、済美養護学校の敷地内で対応することは困難になっています。そのため、今後の需要の増加を見据え、済美養護学校については、教育環境の整備を図る観点から、近隣の済美教育センターを増築・改修し、令和7年度（2025年度）に中学部を移転します。



修正案

○特別な支援を必要とする児童・生徒数は増加しており、今後も増加することが見込まれています。これまで、校舎の増築等により対応してきましたが、これ以上、済美養護学校の敷地内で対応することは困難になっています。そのため、今後の需要の増加を見据え、済美養護学校については、教育環境の整備を図る観点から、近隣の済美教育センターを増築・改修し、令和7年度（2025年度）に中学部を移転します。



(3) 保育園、子供園

60ページ

【区保育室及び定期利用保育事業の廃止】

現行

○区保育室及び定期利用保育事業については、本年4月に「待機児童ゼロ」を4年連続で実現し、認可保育所の整備も進んできたことから、今後の「待機児童ゼロ」の継続に影響を及ぼさないことを前提に、令和6年度（2024年度）末までに全て廃止します。

○廃止後の跡地については、次のとおり有効活用を図るほか、施設の状況に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます。

施設名	廃止時期	廃止後の跡地活用
保育室高円寺第二	令和3年度（2021年度）末	会議、展示等を行う多目的な事業用スペース及び併設する高円寺駅前図書サービスコーナーの図書資料保管場所
保育室堀ノ内		（仮称）荻外荘公園整備期間中の文化財保管場所
定期利用保育施設高井戸北		（仮称）子ども・子育てプラザ高井戸（機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備）
定期利用保育施設高井戸		高齢者活動支援センターの機能回復訓練室
定期利用保育施設久我山東	令和5年（2023年）2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	都市計画公園（隣接する富士見丘北公園及び遊び場113番と合わせて整備）

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
保育室	● 廃止 荻窪第三 高円寺第二 堀ノ内	● 廃止 上井草西 南阿佐ヶ谷	● 廃止 下井草北 荻窪第四 高円寺	● 廃止 若杉
定期利用 保育事業	● 廃止 善福寺 和田堀 高井戸北 高井戸	● 廃止 久我山東※ 下井草 南阿佐ヶ谷第二	※令和5年（2023年）2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	

修正案

- 区保育室及び定期利用保育事業については、**令和3年**4月に「待機児童ゼロ」を4年連続で実現し、認可保育所の整備も進んできたことから、今後の「待機児童ゼロ」の継続に影響を及ぼさないことを前提に、令和6年度（2024年度）末までに全て廃止します。
- 廃止後の跡地については、次のとおり有効活用を図るほか、施設の状態に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます。
- なお、定期利用保育施設高井戸北跡地を活用して、併設する高井戸児童館と合わせて（仮称）子ども・子育てプラザ高井戸を整備する計画については、これまでの再編整備の取組の検証や今後のより良い子どもの居場所についての検討等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。

施設名	廃止時期	廃止後の跡地活用
保育室高円寺第二	令和3年度（2021年度）末	会議、展示等を行う多目的な事業用スペース及び併設する高円寺駅前図書サービスコーナーの図書資料保管場所
保育室堀ノ内		（仮称）荻外荘公園整備期間中の文化財保管場所
定期利用保育施設和田堀		新型コロナウイルスワクチン接種関係資料等保管場所
定期利用保育施設高井戸		高齢者活動支援センターの機能回復訓練室
保育室上井草西	令和4年度（2022年度）末	（仮称）コミュニティふらっと本天沼及び（仮称）コミュニティふらっと方南整備期間中の物品保管場所
定期利用保育施設久我山東	令和5年（2023年）2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	都市計画公園（隣接する富士見丘北公園及び遊び場113番と合わせて整備）

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
保育室	● 廃止 荻窪第三 高円寺第二 堀ノ内	● 廃止 上井草西 南阿佐ヶ谷	● 廃止 下井草北 荻窪第四 高円寺	● 廃止 若杉
定期利用 保育事業	● 廃止 善福寺 和田堀 高井戸北 高井戸	● 廃止 久我山東※ 下井草 南阿佐ヶ谷第二	※令和5年（2023年）2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	

(4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等

67ページ

【区民事務所会議室の廃止】

現行

○次の区民事務所会議室については、近隣のコミュニティふらっと等で町会や青少年育成委員会等の代替活動場所を確保した上で廃止します。また、廃止後の跡地については、施設の状況に応じて有効活用策を検討します。

会議室名	廃止時期	廃止後の跡地活用
成田会議室	令和3年度（2021年度）末	文書倉庫として活用
上荻窪会議室	令和4年（2022年）12月末	（仮称）コミュニティふらっと上荻窪整備
上井草会議室	令和4年度（2022年度）末	施設の状況に応じて有効活用策を検討
和田会議室		
高円寺中央会議室	令和6年度（2024年度）末	

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
区民事務所 会議室	● 廃止 (成田)	● ● 廃止 廃止 (上荻窪) (上井草・和田)		● 廃止 (高円寺中央)

修正案

○次の区民事務所会議室については、近隣のコミュニティふらっと等で町会や青少年育成委員会等の代替活動場所を確保した上で廃止します。また、廃止後の跡地については、施設の状況に応じて有効活用策を検討します。

会議室名	廃止時期	廃止後の跡地活用
成田会議室	令和3年度（2021年度）末	文書倉庫として活用
上井草会議室	令和4年度（2022年度）末	<u>（仮称）コミュニティふらっと本天沼及び（仮称）コミュニティふらっと方南整備期間中の物品保管場所として活用</u> <u>郷土博物館の文化財保管場所として活用</u>
和田会議室		
高円寺中央会議室	令和6年度（2024年度）末	施設の状況に応じて有効活用策を検討

○なお、上荻窪会議室については、令和4年（2022年）12月をもって廃止し、建物を解体します。また、跡地に（仮称）コミュニティふらっと上荻窪を整備する計画については、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定していきます。

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
区民事務所 会議室	● 廃止 (成田)	● ● 廃止 廃止 (上荻窪) (上井草・和田)		● 廃止 (高円寺中央)

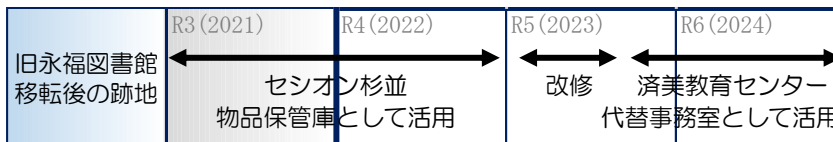
(8) 図書館

81ページ

【旧永福図書館移転後の跡地活用】

現行

- 旧永福図書館移転後の跡地については、令和3年度（2021年度）から4年度（2022年度）にかけて実施するセシオン杉並の長寿命化改修期間中の備品保管場所とします。
- また、令和5年度（2023年度）から6年度（2024年度）にかけて実施する、済美養護学校中学部の済美教育センターへの移転に伴う改修等工事期間中の、済美教育センターの代替事務室として活用します。



修正案

- 旧永福図書館移転後の跡地については、令和3年度（2021年度）から4年度（2022年度）にかけて実施するセシオン杉並の長寿命化改修期間中の備品保管場所とします。
- また、令和6年度（2024年度）から7年度（2025年度）にかけて実施する、済美養護学校中学部の済美教育センターへの移転に伴う改修等工事期間中の、済美教育センターの代替事務室として活用します。



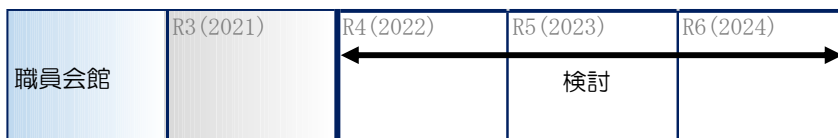
(13) 庁舎、その他施設

96ページ

【職員会館の廃止と跡地活用の検討】

現行

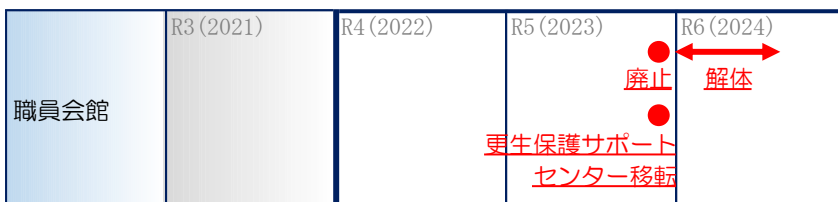
○施設の老朽化が進んでいることから、施設内に設置する保育室南阿佐ヶ谷の廃止を踏まえて、施設全体の跡地活用を検討します。



修正案

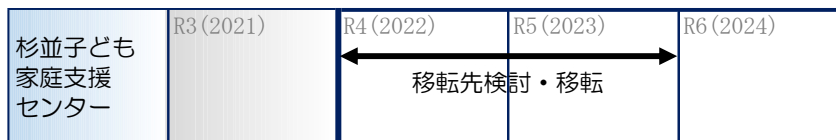
○職員会館は、施設内に設置する保育室南阿佐ヶ谷の廃止や、施設の老朽化が進んでいることを踏まえて、令和5年度（2023年度）末をもって廃止します。なお、職員会館内で運営している更生保護サポートセンターは、ウェルファーム杉並内に令和5年度（2023年度）末に移転します。

○廃止後の跡地については、令和7年度（2025年度）の開設に向けて、南阿佐ヶ谷駅周辺における有料制自転車駐車場として整備します。



現行

○杉並子ども家庭支援センターは、現在の所在地に区立児童相談所を整備するため、令和5年度（2023年度）中に移転します。移転先については、今後検討します。



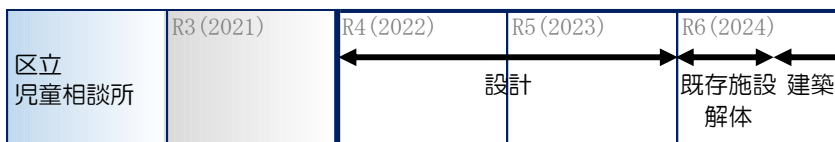
修正案

○杉並子ども家庭支援センターは、現在の所在地に区立児童相談所を整備するため、認証保育所跡地の区有施設（阿佐谷北一丁目）に令和5年度（2023年度）中に移転し、当面の間、当該地で運営します。



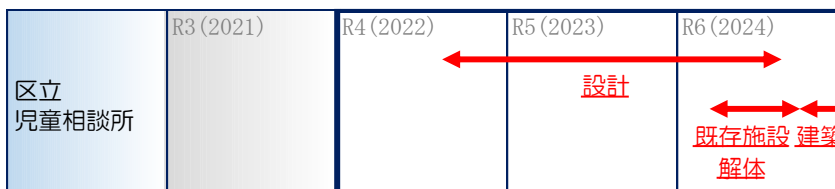
現行

- 子どもの命を迅速かつ的確に守るために、令和8年度（2026年度）の開設に向けて区立児童相談所を整備します。
- 区立児童相談所は、関係機関と緊密に連携しながら子どもや家庭を支援するとともに、子どもの命を守るために、法的権限を持って一時保護を行うなど、高い専門性が求められることから、施設整備に当たっては、区役所関係各課及び警察との連携が迅速に行えるような立地条件・体制が必要です。
- そのため、区立児童相談所は、現在の杉並子ども家庭支援センター、阿佐谷南児童館、障害者施策課児童発達相談係等の建物を解体し、同敷地を活用して整備します。



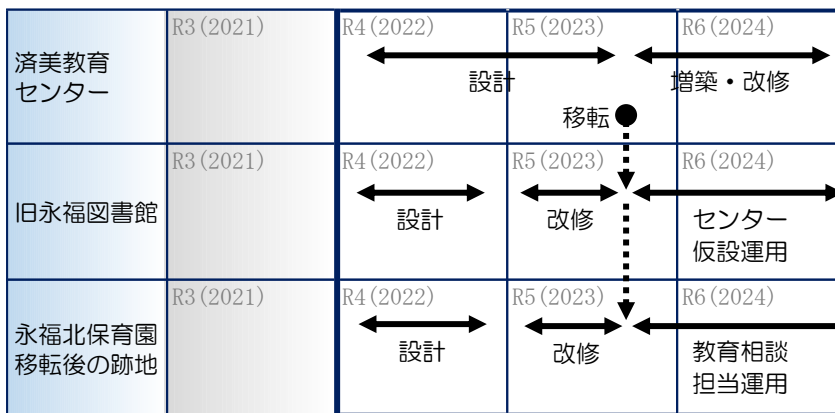
修正案

- 子どもの命を迅速かつ的確に守るために、令和8年度（2026年度）の開設に向けて区立児童相談所を整備します。
- 区立児童相談所は、関係機関と緊密に連携しながら子どもや家庭を支援するとともに、子どもの命を守るために、法的権限を持って一時保護を行うなど、高い専門性が求められることから、施設整備に当たっては、区役所関係各課及び警察との連携が迅速に行えるような立地条件・体制が必要です。
- そのため、区立児童相談所は、現在の杉並子ども家庭支援センター、阿佐谷南児童館、障害者施策課児童発達相談係等の建物を解体し、同敷地を活用して整備します。



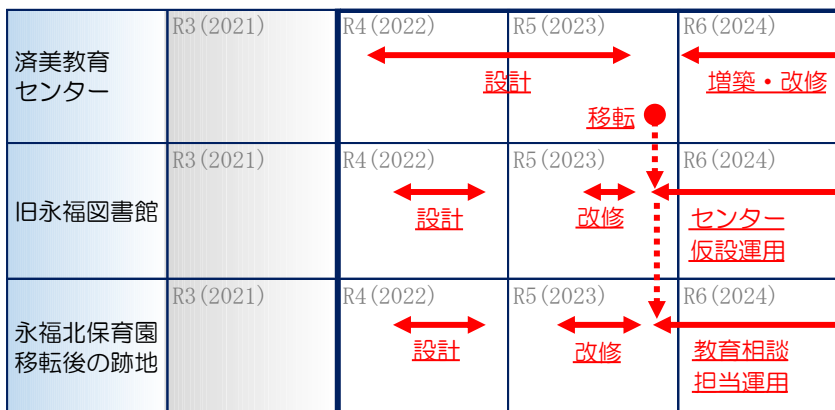
現行

- 済美教育センターについては、近隣の済美養護学校の教育環境の整備に伴い、令和7年度（2025年度）に同校中学部を済美教育センター内に移転するため、増築・改修します。
- 済美教育センターの改修等工事期間中は、旧永福図書館跡地を仮設として済美教育センターの事務室等を一時的に移転します。
- 中学部の移転に合わせて、済美教育センターの機能の内、教育相談担当の機能については、永福北保育園移転後の跡地を改修して移転します。



修正案

- 済美教育センターについては、近隣の済美養護学校の教育環境の整備に伴い、令和7年度（2025年度）に同校中学部を済美教育センター内に移転するため、増築・改修します。
- 済美教育センターの改修等工事期間中は、旧永福図書館跡地を仮設として済美教育センターの事務室等を一時的に移転します。
- 中学部の移転に合わせて、済美教育センターの機能の内、教育相談担当の機能については、永福北保育園移転後の跡地を改修して移転します。



(14) 有料制自転車駐車場、自転車集積所

—	<有料制自転車駐車場の整備> 【職員会館跡地を活用した有料制自転車駐車場の整備】			
現行				
新規				
修正案				
<p>○職員会館は、施設内に設置する保育室南阿佐ヶ谷の廃止や、施設の老朽化が進んでいることを踏まえて、令和5年度（2023年度）末をもって廃止します。</p> <p>○廃止後の跡地については、令和7年度（2025年度）の開設に向けて、南阿佐ヶ谷駅周辺における有料制自転車駐車場として整備します。</p>				
職員会館	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024) 